

附属書一（第二章関係） 第十八条に関する表

第一部 一般的注釈

1 第十八条の規定の適用に当たっては、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の4欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の5欄の注釈に定める条件を適用する。

- (a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。
- (b) 表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (c) 表の4欄に「B4」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの均等な引下げにより、次のとおり撤廃する。
 - (i) 一年目及びその後の引下げは、6(a)及び(b)の規定に従って行う。

- (ii) 最終の引下げは、二十年一月一日を行う。
- (d) 表の4欄に「B4*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から二十四年一月一日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、二十年一月一日に撤廃する。
- (e) 表の4欄に「B4**」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から二十三年十二月三十一日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、五年目の初日に撤廃する。
- (f) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (g) 表の4欄に「B5*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から二十三年十二月三十一日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、基準税率から無税までの五回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。この毎年の引下げは、二年目から六年目までの各年の初日を行う。

- (h) 表の4欄に「B5**」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から二千三年十二月三十一日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、六年目の初日に撤廃する。
- (i) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (j) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (k) 表の4欄に「B10*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から二千三年十二月三十一日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、基準税率から無税までの十回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。この毎年の引下げは、二年目から十一年目までの各年の初日に行う。
- (l) 表の4欄に「B10***」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から二千三年十二月三十一日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、基準税率

から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。この毎年の引下げは、六年目から十一年目までの各年の初日に行う。

(m) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(n) 表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。

(o) 日本国の表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、同表の5欄の注釈に定める条件に従う。

(p) フィリピンの表の4欄に「S」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、同表の5欄の注釈に定める条件に従う。

(q) 表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って交渉する。

(r) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げに関する約束及び(q)に

規定する交渉に関する約束の対象から除外される。

- 2 この部及び第二部の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、一銭（百分の一円をいう。）未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五銭は、一銭とする。）。ただし、この2の規定は、統一システムの第〇七〇三・一〇号に分類される原産品について課される関税であつて、第二部第二節の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

- 3 この部及び第三部の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、一パーセント未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五パーセントは、一パーセントとする。）。

- 4 この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従つたものである。

- 5 1 (b)、(c)、(f)、(g)及び(i)から(m)までの規定の適用上、「基準税率」とは、第二部第二節及び第三部第二節の各締約国の表の3欄に定める税率であつて、撤廃に向けた関税の毎年均等な引下げの開始点におけるもののみをいう。

6 1 (c) (g) (k) 及び (l) 並びに第二部第一節の規定が適用される場合を除くほか、この部から第三部までに定める関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a) 一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b) その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

7 この部から第三部までの規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日を開始する十二箇月の期間をいう。

8 関税割当ての実施に当たっては、一年目が十二箇月末満の場合には、第二部第一節に規定する一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この8の規定の適用上、第二部第一節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する(〇・五は、一・〇とする)。

第二部

第一節 日本国の表についての注釈

次の1から31までの規定に定める条件は、フィリピンの原産品であつて、次節の日本国の表の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

1 西締約国は、五年目又は二千一年十一月十四日の世界貿易機関の閣僚会議で採択された閣僚宣言を実施するために世界貿易機関の閣僚会議若しくは一般理事会のいずれか一方が交渉の結果（物品の貿易に関する市場アクセスについての交渉の結果を含む。）の採択に関して先に決定を行う年（以下この節において「多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年」という。）のいずれか早い年において、第十八条2の規定に従つて、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

2 関税割当ては、次の規定に従つて行う。

- (a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
- (i) 一年目については、三千メートル・トン
 - (ii) 二年目については、四千メートル・トン
 - (iii) 三年目については、五千メートル・トン
 - (iv) 四年目については、六千メートル・トン

- (v) 五年目については、七千メートル・トン
- (b) 枠内税率は、八・五パーセントとする。
- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当て数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (d) 両締約国は、五年目において、第十八条2の規定に従って、五年目の終了後の合計割当て数量、枠内税率及び関税割当てによって認められている割当て数量を超えて輸入される原産品に対して適用される関税率（以下この附属書において「枠外税率」という。）について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当て数量及び枠内税率を適用する。
- (e) (d)の規定にかかわらず、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年が五年目の初日より早い場合には、両締約国は、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年において、第十八条2の規定に従って、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年以降の合計割当て数量、枠内税率及び枠外税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得ら

れるまでの間、次の規定を適用する。

- (i) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年から五年目までにおいては、(a)及び(b)に規定する合計割当数量及び枠内税率
 - (ii) 六年目以降の年においては、五年目の合計割当数量及び枠内税率
- 3 両締約国は、三年目又は多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年のいずれか早い年において、第十八条2の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。
 - 4 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十五・五パーセントから二十・四パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
 - 5 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十五・〇パーセントから十三・五パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
 - 6 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十一回の毎年均等な引下げにより、次のとおり削減する。
 - (i) 毎年四月一日から同年九月三十日までに輸入される原産品については、十パーセントから八パーセ

ントまで削減する。

(ii) 毎年十月一日から翌年三月三十一日までに輸入される原産品については、二十パーセントから十八パーセントまで削減する。

7 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 一年目から五年目までの合計割当て数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 一年目については、千メートル・トン

(ii) 二年目については、千二百メートル・トン

(iii) 三年目については、千四百メートル・トン

(iv) 四年目については、千六百メートル・トン

(v) 五年目については、千八百メートル・トン

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締

約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当て数量の配分については、輸入締約国がこれを行

う。

(d) 両締約国は、五年目において、第十八条2の規定に従って、五年目の終了後の合計画当数量、枠内税率及び枠外税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計画当数量及び枠内税率を適用する。

(e) (d)の規定にかかわらず、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年が五年目の初日より早い場合には、両締約国は、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年において、第十八条2の規定に従って、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年以降の合計画当数量、枠内税率及び枠外税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、次の規定を適用する。

(i) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年から五年目までにおいては、(a)及び(b)に規定する合計画当数量及び枠内税率

(ii) 六年目以降の年においては、五年目の合計画当数量及び枠内税率

8 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十一・三パーセントから十七・〇パーセン

トまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

9 関税割当ては、次の規定に従って行う。

- (a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
- (i) 一年目については、百メートル・トン
 - (ii) 二年目については、二百メートル・トン
 - (iii) 三年目については、三百メートル・トン
 - (iv) 四年目については、四百メートル・トン
 - (v) 五年目については、五百メートル・トン
- (b) 枠内税率は、この協定の効力発生の日から九パーセントとする。この枠内税率は、九パーセントから八パーセントまでの四回の毎年均等な引下げにより、更に削減する。この毎年の引下げは、二年目から五年目までの各年の初日に行う。
- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行

う。

(d) 両締約国は、五年目において、第十八条2の規定に従って、五年目の終了後の合計画当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計画当数量及び枠内税率を適用する。

(e) (d)の規定にかかわらず、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年が五年目の初日より早い場合には、両締約国は、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年において、第十八条2の規定に従って、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年以降の合計画当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、次の規定を適用する。

(i) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年から五年目までにおいては、(a)及び(b)に規定する合計画当数量及び枠内税率

(ii) 六年目以降の年においては、五年目の合計画当数量及び枠内税率

10 (a) 関税率については、この協定の効力発生の日から十九・二パーセントとする。

- (b) この関税率については、十九・二パーセントから十七・〇パーセントまでの五回の毎年均等な引下げにより、更に削減する。この毎年の引下げは、二年目から六年目までの各年の初日に行う。
- 11 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる三・パーセントから二・四パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 12 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる六・パーセントから四・八パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 13 関税割当では、次の規定に従って行う。
- (a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
- (i) 一年目については、四百メートル・トン
 - (ii) 二年目については、六百メートル・トン
 - (iii) 三年目については、八百メートル・トン
 - (iv) 四年目については、千メートル・トン
 - (v) 五年目については、千二百メートル・トン

- (b) 枠内税率は、この協定の効力発生の日から十八パーセントとする。この枠内税率は、十八パーセントから十六パーセントまでの四回の毎年均等な引下げにより、更に削減する。この毎年の引下げは、二年目から五年目までの各年の初日に行う。
- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当では、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (d) 両締約国は、五年目において、第十八条2の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。
- (e) (d)の規定にかかわらず、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年が五年目の初日より早い場合には、両締約国は、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年において、第十八条2の規定に従って、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年以降の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの

間、次の規定を適用する。

(i) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年から五年目までにおいては、(a)及び(b)に規定する合計割当数量及び枠内税率

(ii) 六年目以降の年においては、五年目の合計割当数量及び枠内税率

14 (a) 関税率については、この協定の効力発生の日から十九・二パーセントとする。

(b) この関税率については、十九・二パーセントから十四・九パーセントまでの五回の毎年均等な引下げにより、更に削減する。この毎年の引下げは、二年目から六年目までの各年の初日に行う。

15 関税割当では、三年目から、次の規定に従って行う。

(a) 三年目及び四年目の合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 三年目については、三百メートル・トン

(ii) 四年目については、四百メートル・トン

(b) 枠内税率は、三年目の初日から一キログラムにつき十七・六五円とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当では、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締

約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計劃当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(d) 両締約国は、四年目において、第十八条2の規定に従って、四年目の終了後の合計劃当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、四年目の合計劃当数量及び枠内税率を適用する。

16 両締約国は、四年目において、第十八条2の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

17 関税割当では、三年目から、次の規定に従って行う。

(a) 三年目及び四年目の合計劃当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 三年目については、二千メートル・トン

(ii) 四年目については、三千メートル・トン

(b) 枠内税率は、三年目の初日から一キログラムにつき七・六五円とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当では、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締

約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計劃当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(d) 両締約国は、四年目において、第十八条2の規定に従って、四年目の終了後の合計劃当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、四年目の合計劃当数量及び枠内税率を適用する。

18 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる四・五パーセントから四・一パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

19 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十三・四パーセントから十二・一パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

20 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十三・八パーセントから十九・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

21 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十三・パーセントから二十・七パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

関税率については、次の規定に従って削減する。

- (i) この協定の効力発生の日から二十九・三パーセント（その率が一キログラムにつき二十二・六二円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
- (ii) 二年目の初日から二十八・八パーセント（その率が一キログラムにつき二十二・二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
- (iii) 三年目の初日から二十八・三パーセント（その率が一キログラムにつき二十一・八五円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
- (iv) 四年目の初日から二十七・八パーセント（その率が一キログラムにつき二十一・四七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
- (v) 五年目の初日から二十七・三パーセント（その率が一キログラムにつき二十一・〇八円の従量税率より低いときは、当該従量税率）
- (vi) 六年目の初日から二十六・八パーセント（その率が一キログラムにつき二十・七〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

- 23 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十九・一パーセントから十七・二パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 24 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十五・五パーセントから二十三・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 25 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十九・八パーセントから二十三・八パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 26 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる二十一・三パーセントから十九・二パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 27 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十七・〇パーセントから八・五パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 28 関税割当では、次の規定に従って行う。
- (a) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
- (i) 一年目については、百五十・〇メートル・トン

- (ii) 二年目については、二百三十七・五メートル・トン
 - (iii) 三年目については、三百二十五・〇メートル・トン
 - (iv) 四年目については、四百十二・五メートル・トン
 - (v) 五年目については、五百・〇メートル・トン
- (b) 一年目から五年目までの枠内税率は、次のとおりとする。
- (i) 次節の日本国の表の2欄に一個の星印(*)を付した品目に分類される原産品の枠内税率は、この協定の効力発生の日から十八・九パーセントとする。この枠内税率は、十八・九パーセントから十四・七パーセントまでの四回の毎年均等な引下げにより、更に削減する。この毎年の引下げは、二年目から五年目までの各年の初日に行う。
 - (ii) 次節の日本国の表の2欄に二個の星印(**)を付した品目に分類される原産品の枠内税率は、この協定の効力発生の日から二十六・八パーセントとする。この枠内税率は、二十六・八パーセントから二十・九パーセントまでの四回の毎年均等な引下げにより、更に削減する。この毎年の引下げは、二年目から五年目までの各年の初日に行う。

- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当では、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (d) 両締約国は、五年目において、第十八条2の規定に従って、五年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。
- (e) (d)の規定にかかわらず、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年が五年目の初日より早い場合には、両締約国は、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年において、第十八条2の規定に従って、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年以降の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、次の規定を適用する。
- (i) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年から五年目までにおいては、(a)及び(b)に規定する合計割当数量及び枠内税率

(ii) 六年目以降の年においては、五年目の合計割当数量及び枠内税率

29 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十六・八パーセントから十五・一パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

30 関税率については、この協定の効力発生の日から一リットルにつき三十・八円とする。

31 両締約国は、十年目において、第十八条2の規定に従って、両締約国間の貿易に関連する事項について交渉する。

第二節 日本国の表

1	2	3	4	5
関税率表番号	品名	基準税率	区分	注釈
第一類 ○一・〇一 ○一〇一・一〇	動物（生きているものに限る。） （ 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。） ） 純粋種の繁殖用のもの 馬			

○二〇二・九〇	<p>水牛</p> <p>その他のもの</p>	A
○二〇二・一〇	<p>純粋種の繁殖用のもの</p>	A
○二・〇二一	<p>牛（生きているものに限る。）</p>	A
る馬、ら馬及びヒニ一	<p>その他のもの</p>	A
その他のもの	<p>軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）</p>	X
その他のもの	<p>軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p>	A
馬	<p>その他のもの</p>	A
る馬、ら馬及びヒニ一	<p>その他のもの</p>	A
その他のもの	<p>軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）</p>	X
その他のもの	<p>その他のもの</p>	A
その他のもの	<p>サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p>	A
その他のもの	<p>その他のもの</p>	A
その他のもの	<p>軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）</p>	A
その他のもの	<p>その他のもの</p>	A

○二・〇三	豚（生きているものに限る。）								
○二〇三・一〇	純粋種の繁殖用のもの								
	その他のもの								
○二〇三・九一	一頭の重量が五〇キログラム未満のもの								
○二〇三・九二	一頭の重量が五〇キログラム以上のもの								
○一・〇四	羊及びやぎ（生きているものに限る。）								
○一・〇五	家きん（鶏（ガルルス・ドメスティクス）、あひる、がちょう、七面鳥及びぼろぼろ鳥で、生きているものに限る。）								
○一・〇六	その他の動物（生きているものに限る。）								
第二類	肉及び食用のくず肉								
○二・〇一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）								
○二〇一・一〇	枝肉及び半丸枝肉								
○二〇一・二〇	その他の骨付き肉								
○二〇一・三〇	骨付きでない肉								
○二・〇二	牛の肉（冷凍したものに限る。）								
○二〇二・一〇	枝肉及び半丸枝肉								
○二〇二・二〇	その他の骨付き肉								
○二〇二・三〇	骨付きでない肉								
X	R	R	X	R	R	A	A	A	X
	1	1		1	1				

〇二〇三・二九	いのししのもの その他のもの
〇二〇三・二二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） いのししのもの その他のもの
〇二〇三・二二	枝肉及び半丸枝肉 いのししのもの その他のもの
〇二〇三・一九	冷凍したもの その他のもの いのししのもの その他のもの
〇二〇三・二二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） いのししのもの その他のもの
〇二〇三・一一	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。） 生鮮のもの及び冷蔵したもの 枝肉及び半丸枝肉 いのししのもの その他のもの
〇二〇三	

A	R	A	R	A	R	A	R	A	R	A
	1		1		1		1		1	

○二〇六・四一	○二〇六・四一	○二〇六・四九	○二〇六・三〇	○二〇六・二九	○二〇六・二三	○二〇六・二一	○二〇六・一〇	○二〇六・〇〇	○二〇五・〇〇	○二〇四
豚のもの（冷凍したものに限り。）	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）
肝臓	肝臓	肝臓	肝臓	肝臓	肝臓	肝臓	肝臓	肝臓	肝臓	肝臓
いのししのもの	いのししのもの	いのししのもの	いのししのもの	いのししのもの	いのししのもの	いのししのもの	いのししのもの	いのししのもの	いのししのもの	いのししのもの
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
R A	R A	R A	R A	X X X	X	A A R				
1	1	1								1

〇二〇六・八〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）													
〇二〇六・九〇	その他のもの（冷凍したものに限る。）													
〇二〇七	肉及び食用のくず肉で、第〇一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）													
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの													
〇二〇七・一一	分割していないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）													
〇二〇七・一二	分割していないもの（冷凍したものに限る。）													
〇二〇七・一三	分割したものと及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）													
	骨付きのもの													
	その他のもの													
〇二〇七・一四	分割したものと及びくずのもの（冷凍したものに限る。）													
	肝臓													
	その他のもの													
	骨付きのもの													
	その他のもの													
	七面鳥のもの													
〇二〇七・二四	分割していないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）													
〇二〇七・二五	分割していないもの（冷凍したものに限る。）													
〇二〇七・二六	分割したものと及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）													
〇二〇七・二七	分割したものと及びくずのもの（冷凍したものに限る。）													
		A	A	A	A	Q	R	A	Q	R	Q	Q	A	A
						2	3		2	3	2	2		

○二〇七・三二	あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの		
○二〇七・三三	分割しないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）		A
○二〇七・三四	分割しないもの（冷凍したものに限り。）		A
○二〇七・三五	脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）		A
	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限り。）		
	あひるのもの		B
	その他のもの		7
○二〇七・三六	その他のもの（冷凍したものに限り。）		A
○二〇八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り。）		A
○二〇九・〇〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方法で抽出しないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限り。）		A
○二一・一〇	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限り。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール		
	豚の肉		
○二一〇・一一	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限り。）		R
○二一〇・一二	ばら肉及びこれを分割したもの		R
○二一〇・一九	その他のもの		R
○二一〇・二〇	牛の肉		X
	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）		
			1
			1
			1

九・六％

<p>〇二二〇・九一 〇二二〇・九二 〇二二〇・九三 〇二二〇・九九</p>	<p>霊長類のもの 鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの 爬虫類（へび及びかめを含む。）のもの その他のもの</p>	<p>四・二％</p>	<p>X A B 5 A</p>
<p>第三類 〇三〇一・〇一 〇三〇一・一〇 〇三〇一・九一 〇三〇一・九二 〇三〇一・九三</p>	<p>魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物 魚（生きているものに限る。） 観賞用の魚 その他の魚（生きているものに限る。） ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラ ルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコ ルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル） 養魚用の稚魚 その他のもの うなぎ（アングイルラ属のもの） 養魚用の稚魚 その他のもの こい 養魚用の稚魚</p>	<p>三・五％ 三・五％</p>	<p>A B 5 A B 5 A A</p>

〇三〇一・九九	<p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>養魚用の稚魚</p> <p>その他のもの</p>	三・五%	A	B5
〇三〇二	<p>魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）</p>	三・五%	X	B5
〇三〇二・一一	<p>さけ科のもの（肝臓、卵及びしらを除く。）</p> <p>ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）</p>			
〇三〇二・一二	<p>太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデユルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）</p>			
			X	

〇三〇二・七〇	<p>その他のもの</p> <p>かじき</p> <p>たちうお及びぶぐ</p> <p>その他のもの</p> <p>肝臓、卵及びしらこ</p>	<p>三・五%</p> <p>五・六%</p> <p>三・五%</p>	<p>A</p> <p>B 5</p> <p>R</p>
〇三・〇三	<p>魚（冷凍したものに限るものとし、第〇三・〇四項の魚のフィレその他の魚肉を除く。）</p> <p>太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）</p> <p>べにざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）</p> <p>ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）</p> <p>大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）</p>	<p>三・五%</p>	<p>B 5</p> <p>X</p> <p>B 5</p>
〇三〇三・一一	<p>その他のもの</p>	<p>X</p>	<p>X</p>
〇三〇三・一九	<p>その他のもの</p>	<p>X</p>	<p>X</p>
〇三〇三・二二	<p>その他のもの</p>	<p>X</p>	<p>X</p>

<p>○三〇三・八〇</p>	<p>ウス属又はエングラウリス属のもの、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの) その他のもの バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ、たい及びししゃも その他のもの かじき さわら める(デイソティクス属のもの) その他のもの</p>	<p>三・五%</p>	<p>B 5 X A R A X</p>
<p>○三〇三・四〇</p>	<p>肝臓、卵及びしらこ にしん(クルペア属のもの)の卵 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)の卵 その他のもの 魚のフィレその他の魚肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限り、細かく切り刻んであるかないかを問わない。) 生鮮のもの及び冷蔵したもの</p>	<p>三・五% 四%</p>	<p>B 5 X B 5</p>
<p>○三〇四・一〇</p>	<p>フィレ にしん(クルペア属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、</p>	<p></p>	<p></p>

いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、
 あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属の
 もの）

その他のもの

くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）

みなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）

その他のもの

その他のもの

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウ
 ス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、
 いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、
 あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属の
 もの）

その他のもの

バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、た
 い及びさめ

その他のもの

くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トウヌス・マツコ
 イイ）

その他のもの

			三・五%		
A	R		A	X	X
				B	
				5	
	1			1	

〇三〇四・二〇

冷凍したフィレ

にしん(クルマエビ属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)その他のもの

まぐろ(トウヌス属のもの)(くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)及びみなみまぐろ(トウヌス・マツコイイ)を除く。)及びかじき

くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)、みなみまぐろ(トウヌス・マツコイイ)及びめろ(デイソステイクス属のもの)

その他のもの

〇三〇四・九〇

その他のもの

にしん(クルマエビ属のもの)、たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)その他のもの

バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ、たい、さめ及びししゃも

その他のもの

三・五%

A

X

B
5

X

R

X

1

〇三・〇五	<p>くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）及びみなみまぐろ（トウヌス・マッコイ） イ） いとより（すり身のものに限る。） その他のもの</p>	三・五%	X R
〇三〇五・一〇 〇三〇五・二〇	<p>魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。） 又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） 魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。） 魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。） にしん（クルマエビ属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。） さけ科のもの卵 たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵 こんぶかずのこ その他のもの</p>	八・四% 三・五%	X B 5 B 7
〇三〇五・三〇	<p>魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、くん製したものを除く。） さけ科のもの その他のもの にしん（クルマエビ属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、</p>	一〇%	X A B 7
			1

〇三〇五・四一	<p>いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、 あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属の もの） その他のもの</p>	一〇・五%	B 7	X
〇三〇五・四二 〇三〇五・四九	<p>くん製した魚（フィレを含む。） 太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オ ンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュ ンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュ ルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ） にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ） その他のもの</p>	一〇%	B 7	X
〇三〇五・五一 〇三〇五・五九	<p>たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの） その他のもの 乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものを除く。） コッド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクローファルス） その他のもの さけ科のもの その他のもの</p>	一〇%	B 3	X
	<p>にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシ ウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のも の）</p>			

○三〇五・六一	<p>の)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>塩蔵した魚(乾燥し又はくん製したものを除く。)&及び塩水漬けた魚</p> <p>にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ)</p> <p>コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス)</p> <p>かたくちいわし(エングラウリス属のもの)</p> <p>その他のもの</p> <p>甲殻類(生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類(冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものであるかないかを問わない。)&並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)</p> <p>冷凍したもの</p> <p>いせえびその他のいせえび科のえび(パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの)</p> <p>ロプスター(ホマルス属のもの)</p> <p>シュリンプ及びブロン</p> <p>かに</p>		
○三〇五・六二			
○三〇五・六三			
○三〇五・六九			
○三〇六			
○三〇六・一一			
○三〇六・一二			
○三〇六・一三			
○三〇六・一四			
			一〇・五%
		B	
A	A	A	X
			7

○三〇六・一九	<p>たらばがに（パラリソドス属のもの）、がざみ（ポルトウヌス属のもの）及び けがに（エリマクス属のもの） ずわいがに（キオノエセテス属のもの） その他のもの その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を 含む。） えび その他のもの 冷凍してないもの</p>	七% B 7 A
○三〇六・二二	<p>いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属の もの） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの</p>	四% A B 5 A
○三〇六・二三	<p>ロブスター（ホマルス属のもの） シュリンプ及びプローン 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他のもの</p>	四% B 5 A
○三〇六・二四	<p>かに 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの たらばがに（パラソドス属のもの）、がざみ（ポルトウヌス属のもの）及び</p>	四% B 5 A

〇三〇六・二九	<p>けがに（エリマクス属のもの） ずわいがに（キオノエセテス属のもの） その他のもの その他のもの その他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。） 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの えび その他のもの その他のもの えび その他のもの</p>	<p>四 % B 5 A R B 7 一 〇 %</p>
〇三・〇七	<p>軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。） 水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。） 並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。） の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）</p>	<p>一 〇 % B 7 四 % B 5 七 % B 7 A</p>
〇三〇七・一〇	<p>かき 生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの その他のもの</p>	<p>一 〇 ・ 五 % B 7 七 % B 7</p>

○三〇七・二一	スキャロップ（ペクテン属、クラミユス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を含む。）	
○三〇七・二九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
	その他のもの	
○三〇七・三一	い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）	
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
○三〇七・三九	その他のもの	
	冷凍したもの	
	その他のもの	
	いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリフェス属、ロリゴ属、ノトダルス属又はセピオティウチス属のもの）	
○三〇七・四一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
○三〇七・四九	その他のもの	
	たこ（オクトプス属のもの）	
○三〇七・五一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの	
○三〇七・五九	その他のもの	
	冷凍したもの	
	その他のもの	
○三〇七・六〇	かたつむりその他の巻貝（海棲 <small>せい</small> のものを除く。）	
	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	
		七%
		一〇%
		五%
		五%
		X
		X
		一〇%
		七%
		七%
		X
		X
		B 7
		B 5
		B 5
		B 7
		B 7
		B 5
		B 5

〇三〇七・九九	<p>その他のもの</p> <p>その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）</p> <p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p> <p>水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）</p> <p>貝柱及びひいか</p> <p>その他のもの</p> <p>はまぐり</p> <p>その他のもの</p> <p>赤貝（生きているものに限る。）</p> <p>うに、くらげ及びあわび</p> <p>その他のもの</p> <p>あさり</p> <p>しじみ</p> <p>その他のもの</p> <p>軟体動物</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>冷凍したもの</p>	一〇% B 7
〇三〇七・九一	<p>生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの</p> <p>水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）</p> <p>貝柱及びひいか</p> <p>その他のもの</p> <p>はまぐり</p> <p>その他のもの</p> <p>赤貝（生きているものに限る。）</p> <p>うに、くらげ及びあわび</p> <p>その他のもの</p> <p>あさり</p> <p>しじみ</p> <p>その他のもの</p> <p>軟体動物</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>冷凍したもの</p>	三・五% B 5
		X A
		七% B 7
		七% B 7
		七% B 5
		七% B 5
		七% B 7

<p>第四類 ○四・〇一 ○四・〇二</p>		<p>酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品 ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。） ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限</p>	<p>貝柱及びいか うに、くらげ及びなまこ その他のもの はまぐり その他のもの あわび、あさり及びしじみ その他のもの その他のもの 貝柱及びいか うに、くらげ及びなまこ その他のもの はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けたものに限る。） その他のもの はまぐり（乾燥したものに限る。） その他のもの</p>	<p>X</p>	<p>九% 五・三% 七% 三・五% 七%</p> <p>X B 7 B 5 B 5 X X B 7 B 5 B 5 X</p>
--------------------------------	--	---	---	----------	--

○四〇二・一〇	粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。） 粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。）								
○四〇二・二一	砂糖その他の甘味料を加えてないもの								
○四〇二・二九	その他のもの								
○四〇二・九一	砂糖その他の甘味料を加えてないもの 脂肪分が全重量の七・五%を超えるもの 加圧容器入りにしたホイップドクリーム その他のもの								
○四〇二・九九	その他のもの 脂肪分が全重量の八%を超えるもの 加圧容器入りにしたホイップドクリーム その他のもの								
○四・〇三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）								
○四〇三・一〇	ヨーグルト								
		X	X	R		R	R	P	
				1		1	1	4	

○四〇三・九〇	その他のもの	冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香料、果実若しくはナットを加えたもの（フローズンヨーグルトを除く。）							
○四〇四	その他のもの	ホエイ（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）及びミルクの天然の組成分から成る物品（砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）							
○四・〇五	チーズ及びカード	ミルクから得たバターその他の油脂及びデAIRリースプレッド							
○四〇七・〇〇	殻付きの鳥卵（生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。）								
○四・〇八	ふ化用のもの その他のもの								
○四〇八・一一	乾燥したもの	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）							
○四〇八・一九	卵黄 その他のもの								
率が一キログ	二〇%（その								
	B 10								
	B 10		R	A		R	X	X	X
			1			1			1

第五類	<p>○四〇九・〇〇 ○四一〇・〇〇</p> <p>天然はちみつ 食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</p> <p>○四〇八・九一 ○四〇八・九九</p> <p>その他のもの 乾燥したもの その他のもの</p>
動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）	
	<p>ラムにつき四 八円の従量税 率より低いと きは、当該従 量税率）</p> <p>二一・三％ 二一・三％ （その率が一 キログラムに つぎ五一円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）</p>
A	A R B B 10 10
	1

第六類	<p>生きている樹木その他の植物及びびりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉</p>		A
第七類	<p>食用の野菜、根及び塊茎 ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） たまねぎ及びシャロット たまねぎ</p>	<p>三%</p>	A
	<p>課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの 課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの</p>	<p>一キログラムにつき、課税価格と七三円七〇銭との差額（その率が八・五%の従価税率より高いときは、当該従価税率）</p>	B 10
			A

〇七〇三・二〇	シャロット		
〇七〇三・九〇	にんにく		
	リーキその他のねぎ属のもの		
	ねぎ（アリウム・フィストロスム）		
	その他のもの		
〇七・〇四	キャベツ、カリフラワー、コールラビー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
〇七・〇五	レタス（ラクトウカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
〇七・〇六	にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
〇七〇七・〇〇	きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
〇七・〇八	豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）		
〇七・〇九	その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）		
〇七〇九・一〇	アーティチョーク		
〇七〇九・二〇	アスパラガス		
〇七〇九・三〇	なす		
〇七〇九・四〇	セルリー（セルリアクを除く。）		
	きのこ及びトリフ		
		三%	三%
		A B 5	B 5 A

〇七〇九・五一	きのこ（はらたけ属のもの）
〇七〇九・五二	トリフ
〇七〇九・五九	その他のもの
	しいたけ
	その他のもの
〇七〇九・六〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実
〇七〇九・七〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
〇七〇九・九〇	その他のもの
	スイートコーン
	その他のもの
〇七・一〇	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに限る。）
〇七二〇・一〇	ばれいしょ
	豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）
〇七二〇・二一	えんどう（ピスム・サティヴム）
〇七二〇・二二	ささげ属又はいんげんまめ属の豆
〇七二〇・二九	その他のもの
	えだ豆
	その他のもの
〇七二〇・三〇	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
〇七二〇・四〇	スイートコーン

一〇・六%	B 7
六%	B 5
八・五%	B 7
六%	B 5
八・五%	B 7
八・五%	B 7
八・五%	B 7
	A
六%	B 5
	A
三%	B 5
	A
	X
	A
	A

〇七・二二	乾燥野菜（全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。）	九%	B 5
〇七二二・二〇	たまねぎ	九%	B 10
〇七二二・三一	きのこ、きくらげ（きくらげ属のもの）、白きくらげ（白きくらげ属のもの）及びトリフ	九%	B 7
〇七二二・三二	きくらげ（きくらげ属のもの）	A	A
〇七二二・三三	白きくらげ（白きくらげ属のもの）	A	A
〇七二二・三九	その他のもの	X	A
	しいたけ		
	その他のもの		
〇七二二・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したもの スイートコーン		
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用（は）に適するようにしたもの		
	その他のもの		
	じぼり	一二%	B 10
	その他のもの		
	なす及びれんこん	九%	B 7
	その他のもの	九%	B 5
	一キログラム		
	B 5		
	A		
	A		

	<p>その他のもの</p> <p>ばれいしょ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>たけのこ</p> <p>その他のもの</p> <p>ぜんまい</p> <p>その他のもの</p>	<p>につき九円</p>	
〇七・一三	<p>乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）</p>	<p>九%</p>	B5
〇七三・一〇	<p>えんどう（ピスム・サティヴム）</p> <p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^まに適するようにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>播種用^まのもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>七・五%</p>	B5
〇七三・二〇	<p>ひよこ豆</p> <p>ささげ属又はいんげんまめ属の豆</p>	<p>一〇%</p>	B7
	<p>その他のもの</p>	<p>九%</p>	B7
	<p>その他のもの</p>	<p>七・五%</p>	B5
	<p>播種用^まのもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p>	<p>一〇%</p>	B7
	<p>その他のもの</p>	<p>九%</p>	B7
	<p>その他のもの</p>	<p>七・五%</p>	B5
	<p>播種用^まのもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p>	<p>一〇%</p>	B7
	<p>その他のもの</p>	<p>九%</p>	B7
	<p>その他のもの</p>	<p>七・五%</p>	B5
	<p>播種用^まのもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p>	<p>一〇%</p>	B7
	<p>その他のもの</p>	<p>九%</p>	B7
	<p>その他のもの</p>	<p>七・五%</p>	B5
	<p>播種用^まのもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p>	<p>一〇%</p>	B7
	<p>その他のもの</p>	<p>九%</p>	B7
	<p>その他のもの</p>	<p>七・五%</p>	B5
	<p>播種用^まのもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p>	<p>一〇%</p>	B7
	<p>その他のもの</p>	<p>九%</p>	B7
	<p>その他のもの</p>	<p>七・五%</p>	B5
	<p>播種用^まのもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p>	<p>一〇%</p>	B7
	<p>その他のもの</p>	<p>九%</p>	B7
	<p>その他のもの</p>	<p>七・五%</p>	B5
	<p>播種用^まのもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの</p>	<p>一〇%</p>	B7
	<p>その他のもの</p>	<p>九%</p>	B7

○七二三・三一	緑豆（ヴィグナ・ムンゴ及びヴィグナ・ラジアタ）	A
○七二三・三二	小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィグナ・アングラリス）	R
○七二三・三三	いんげん豆（ファセオルス・ウルガリス） 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用 ^は に適するようになったもの その他のもの	A
○七二三・三九	その他のもの 播種用 ^は のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの その他のもの	X
○七二三・四〇	ひら豆 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用 ^は に適する	A
○七二三・五〇	そら豆（ヴィキア・ファバ変種マヨル、ヴィキア・ファバ変種エクイナ及びヴィキア・ファバ変種ミノル） 播種用 ^は のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの その他のもの	X

		○七二四・一〇	カッサバ芋 冷凍したもの その他のもの 粉又はミールのペレット			○七・一四	カッサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髓			○七二三・九〇	その他のもの 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用 ^は に適するようにしたもの その他のもの 播種用 ^は のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところに より証明されたもの その他のもの									
		A				X A				A				X A					A	

<p>第八類</p> <p>〇八・〇一</p> <p>〇八・〇二</p> <p>〇八〇二・一一</p>	<p>〇七二四・二〇</p> <p>〇七二四・九〇</p>	<p>食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮 ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに 限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。） その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてある かないかを問わない。） アーモンド 穀付きのもの</p>	<p>飼料用のもの</p> <p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>かんしょ</p> <p>冷凍したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>冷凍したもの</p> <p>さといも</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>九%</p> <p>一二%</p> <p>一〇%</p> <p>一一・八%</p> <p>一二%</p> <p>B 5</p> <p>B 7</p> <p>B 7</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>A</p> <p>P</p> <p>A</p> <p>5</p>
---	-------------------------------	---	---	-------------------	--

○八〇五・二〇	毎年六月一日から同年一月三〇日までに輸入されるもの 毎年一月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの マンダリン、タンジェリン及びびうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウィルキン グその他これらに類するかんきつ類の交雑種	一六%	B 15
○八〇五・四〇	グレープフルーツ	一〇%	B 7
○八〇五・五〇	レモン(キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム)及びライム(キトルス・アウラ ンティフォリア及びキトルス・ラティフォリア)	一七%	B 15
○八〇五・九〇	その他のもの		
	ライム(キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリアを除 く。)		
	その他のもの	一七%	B 15
○八・〇六	ぶどう(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)		
○八〇六・一〇	生鮮のもの		
	毎年三月一日から同年一〇月三十一日までに輸入されるもの	一七%	B 10
	毎年一月一日から翌年二月末日までに輸入されるもの	七・八%	B 7
○八〇六・二〇	乾燥したもの		
○八・〇七	パイヤ及びメロン(すいかを含む。)(生鮮のものに限る。)		
○八〇七・一一	メロン(すいかを含む。)		
○八〇七・一九	すいか	六%	B 5
	その他のもの	六%	B 5

○八・一一	冷凍果実及び冷凍ナット（調理してないもの及び蒸気又は水煮による調理をしたものに 限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）					
○八二一・一〇	ストロベリー 砂糖を加えたもの その他のもの					九・六％ 一一％ B 7 B 10
○八二一・二〇	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカラント、ホワイ イトカラント、レッドカラント及びグーズベリー その他のもの 砂糖を加えたもの パイナップル ベリー サワーチェリー 桃及びなし その他のもの					六・九％ 七％ A R B 10 B 7
○八二一・九〇	パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンヒ、チャンペ ダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリ モア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッ ションフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ その他のもの その他のもの					一一％ 六％ B 10 B 10
						1

パイナップル	〇八・二二	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）	二七% B 10 B 7	R	1
桃及びなし	〇八二二・一〇	さくらんぼ	一七% B 15	R	1
その他のもの	〇八二二・九〇	その他のもの	一六% B 15 三三% B 15 一〇% B 7	R	1
<p>バナナ</p> <p>オレンジ</p> <p>毎年六月一日から同年一月三〇日までに輸入されるもの</p> <p>毎年一月一日から翌年五月三十一日までに輸入されるもの</p> <p>グレープフルーツ</p> <p>その他のもの</p> <p>レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの</p>					

<p>〇八一三・五〇 〇八一四・〇〇</p>	<p>干しがき その他のもの</p> <p>この類のナット又は乾燥果実を混合したもの かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに 限る。）</p>	<p>九 %</p> <p>九 %</p>	<p>A B 7 B 5 B 7</p>
<p>第九類 〇九・〇一 〇九〇一・一一 〇九〇一・一二 〇九〇一・二二 〇九〇一・二二 〇九〇一・二二 〇九〇一・二二 〇九〇一・九〇 〇九・〇二 〇九〇二・一〇</p>	<p>コーヒー、茶、マテ及び香辛料</p> <p>コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。） 、 コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量の いかんを問わない。）</p> <p>コーヒー（いつたものを除く。） カフェインを除いてないもの カフェインを除いたもの コーヒー（いつたものに限る。） カフェインを除いてないもの カフェインを除いたもの その他のもの</p> <p>茶（香味を付けてあるかないかを問わない。） 緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに</p>	<p>一 〇 %</p> <p>一 〇 %</p>	<p>A A A B 7 B 7</p>

○九〇二・二〇	限る。 (その他の緑茶(発酵していないものに限る。) くず(飲用に適するものを除く。) その他のもの 紅茶及び部分的に発酵した茶(正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。)	一七%	B 15
○九〇二・三〇	紅茶 その他のもの	一七% 一二%	B 15 B 10
○九〇二・四〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶 くず(飲用に適するものを除く。) その他のもの 紅茶 その他のもの	一七%	B 15
○九〇三・〇〇	マテ とうがらし属又はピメンタ属の果実(乾燥し、破砕し又は粉碎したものに限る。)	六% 一七%	B 10 B 15
○九〇四	こしょう属のペッパー		A
○九〇五・〇〇	バナラ豆		A
○九〇六	けい皮及びシナモンツリーの花		A
○九〇七・〇〇	丁子(果実、花及び花梗 <small>はなづら</small> に限る。)		A
○九〇八	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類		A

<p>第一〇類</p> <p>一〇・〇一</p> <p>一〇〇二・〇〇</p> <p>一〇〇三・〇〇</p> <p>一〇〇四・〇〇</p>	<p>穀物</p> <p>小麦及びメスリン</p> <p>ライ麦</p> <p>大麦及び裸麦</p> <p>オート</p>	<p>〇九・〇九</p> <p>〇九・一〇</p> <p>〇九二〇・一〇</p> <p>〇九二〇・二〇</p> <p>〇九二〇・三〇</p> <p>〇九二〇・四〇</p> <p>〇九二〇・五〇</p> <p>〇九一〇・九一</p> <p>〇九一〇・九九</p>	<p>アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウェイの種及びジュニパーベリー</p> <p>しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料</p> <p>しょうが</p> <p>塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>サフラン</p> <p>うこん</p> <p>月けい樹の葉及びタイム</p> <p>カレー</p> <p>その他の香辛料</p> <p>この類の注1(b)の混合物</p> <p>その他のもの</p>	<p>三・六%</p> <p>九%</p> <p>A A B 7</p> <p>A A A A B 5</p> <p>A</p>
---	---	--	--	--

一〇・〇五	とうもろこし	
一〇〇五・一〇	播種用のもの	A
一〇〇五・九〇	その他のもの	A
	爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）	A
	その他のもの	A
	飼料用のもの	A
	注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。	
	その他のもの	X
	コーンスターチの製造に使用するもの	X
	その他のもの	R
一〇・〇六	米	X
一〇〇七・〇〇	グレーンソルガム	A
一〇・〇八	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	
一〇〇八・一〇	そば	
	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する ようにしたもの	A
	その他のもの	A
一〇〇八・二〇	ミレット	B 7
一〇〇八・三〇	カナリーシード	A
一〇〇八・九〇	その他の穀物	A
		九%
		1

<p>第一類</p> <p>一〇一・〇〇</p> <p>一一・〇二</p> <p>一一〇二・一〇</p> <p>一一〇二・二〇</p> <p>一一〇二・三〇</p> <p>一一〇二・九〇</p>	
<p>穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン 小麦粉及びメスリン粉</p> <p>穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）</p> <p>ライ麦粉</p> <p>とうもろこし粉</p> <p>米粉</p> <p>その他のもの</p> <p>大麥粉、裸麥粉及びライ小麦粉</p> <p>その他のもの</p> <p>ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット</p> <p>ひき割り穀物及び穀物のミール</p> <p>小麦のもの</p> <p>とうもろこしのもの</p> <p>その他の穀物のもの</p>	<p>薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用^はに適する ようにしたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ライ小麦</p> <p>その他のもの</p>
<p>七・五%</p> <p>七・五%</p> <p>七・五%</p>	
<p>P X</p> <p>B 10</p> <p>8</p>	<p>X</p> <p>A X A</p> <p>1</p>

一一〇三・二〇	ペレット 小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの オートのもの その他のもの	八・五% 六%	B B X	10 10 10
一一〇四	その他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。） ロールにかけ又はフレーク状にした穀物 オートのもの その他の穀物のもの 小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの とうもろこしのもの その他のもの その他の加工穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）	八・五% 二一・三% 六% 六%	B B B X B	10 10 10 10 10
一一〇四・二二 一一〇四・一九	オートのもの その他の穀物のもの 小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの とうもろこしのもの その他のもの	六%	B	10
一一〇四・三三	オートのもの	六%	B	10

<p>第二二類</p> <p>一一〇一・〇〇</p> <p>一一・〇二</p> <p>一一〇二・一〇</p>	<p>一一・〇七</p> <p>一一・〇八</p> <p>一一〇八・一一</p> <p>一一〇八・一二</p> <p>一一〇八・一三</p> <p>一一〇八・一四</p> <p>一一〇八・一九</p> <p>一一〇八・二〇</p> <p>一一〇九・〇〇</p>	<p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>麦芽（いつてあるかないかを問わない。）</p> <p>でん粉及びイヌリン</p> <p>でん粉</p> <p>小麦でん粉</p> <p>とうもろこしでん粉（コーンスターチ）</p> <p>ばれいしょでん粉</p> <p>マニオカ（カツサバ）でん粉</p> <p>その他のでん粉</p> <p>イヌリン</p> <p>小麦グルテン（乾燥してあるかないかを問わない。）</p> <p>採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物</p> <p>大豆（割つてあるかないかを問わない。）</p> <p>落花生（いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）</p> <p>殻付きのもの</p>	<p>一五%</p> <p>一五%</p> <p>X B B</p> <p>10 10</p> <p>1 1 1</p>
--	--	--	--

二二〇二・二〇〇	<p>採用用のもの</p> <p>注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）</p> <p>採用用のもの</p> <p>注 税関の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p>	A	1
二二〇三・〇〇〇	コブラ	R	1
二二〇四・〇〇〇	亜麻の種（割つてあるかないかを問わない。）	A	
二二・〇五	菜種（割つてあるかないかを問わない。）	A	
二二〇六・〇〇〇	ひまわりの種（割つてあるかないかを問わない。）	A	
二二・〇七	その他の採油用の種及び果実（割つてあるかないかを問わない。）	A	
二二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスタードの粉及びミールを除く。）	A	
二二・〇九	播種用の種、果実及び孢子	A	
二二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉碎し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン	A	
二二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、碎き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	A	
二二・一二	海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵	A	

し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。)並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(チコリー(キコリウム・インテュプス変種サティウム)の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)	ローカストビーン(種を含む。)	海藻その他の藻類	食用の海藻その他の藻類(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限り。)	長方形(正方形を含む。)の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの	その他のもの	あまのり属のもの及びこれを交えたもの	その他のもの	ひじき(ヒジキア・フスイフォルミス)	その他のもの	その他のもの	ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、とろろこんぶ属又はこんぶ属のもの	ふのり属のもの	その他のもの
								八%					
													三・五%
													B 5
													A

<p>第一三類</p> <p>一三・〇一</p> <p>一三・〇二</p> <p>一三〇二・一一</p>	<p>一三・〇一</p> <p>一三・〇二</p> <p>一三〇二・一一</p>	<p>ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス</p> <p>ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）</p> <p>植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。）</p> <p>植物性の液汁及びエキス</p> <p>生あへん</p>	<p>一三・〇一</p> <p>一三・〇二</p> <p>一三〇二・一一</p>	<p>A</p> <p>A</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>X</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
--	--	--	--	-------------------	--

第一四類	<p>一三〇二・一二 一三〇二・一三 一三〇二・一四</p> <p>甘草のもの ホップのもの 除虫菊のもの及びロテノン含有する植物の根のもの 除虫菊エキス その他のもの その他のもの</p> <p>一三〇二・一九</p> <p>飲料のもと 植物性の一種類の原料から得たもの その他のもの その他のもの</p> <p>一三〇二・二〇</p> <p>ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩 植物性原料から得た粘質物及びシツクナー（変性させてあるかないかを問わない。） 寒天</p> <p>一三〇二・三一</p> <p>ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシツクナー （変性させてあるかないかを問わない。） その他のもの</p> <p>一三〇二・三九</p>
植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品	<p>一六・五%</p> <p>一〇%</p> <p>六%</p> <p>一キログラムにつき一一二円</p>
A A	<p>B 10</p> <p>A A B 15 B 7</p> <p>A B 5</p> <p>A A</p>

<p>第一五類</p> <p>一五〇一・〇〇</p>	<p>動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう</p> <p>豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）</p>	
<p>一四〇二・〇〇</p>	<p>主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイー ルグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを 問わない。）</p>	<p>八・五%</p> <p>B 7</p>
<p>一四〇一・一〇</p> <p>一四〇一・二〇</p> <p>一四〇一・九〇</p>	<p>主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色 したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オーシア、ラフィア及びライム樹皮）</p> <p>竹</p> <p>とう</p> <p>その他のもの</p> <p>いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフォルミス）及び莞草（キュペルス・エ クサルタトウス）</p> <p>その他のもの</p>	<p>A A</p>
<p>一四〇三・〇〇</p> <p>一四・〇四</p>	<p>主としてほつき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほつきもろこし、ピアッサ バ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）</p> <p>植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）</p>	<p>A A A</p>

一五〇二・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）	六・四%	A
一五〇三・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合その他の調製をしてないものに限る。）	B 5	R
一五・〇四	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	三・五%	A
一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物	七%（その率が一キログラムにつき四円二〇銭の従量税率より低いときは、当核従量税率）	B 5
一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）	三・五%	B 10
一五〇四・三〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物	三・五%	A
	鯨油		
	その他のもの		
一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）		

一五二二・二九	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの その他のもの	R	A	1
	その他のもの	R	A	1
	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの	R	A	1
	その他のもの	R	A	1
一五・二三	やし(コブラ)油、パーム核油及びババス油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	A		
一五・二四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	R		1
一五・二五	その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)			
	亜麻仁油及びその分別物			
一五二五・一一	粗油	R	R	1 1
一五二五・一九	その他のもの	R		1
	とうもろこし油及びその分別物			
一五二五・二一	粗油	R	R	1 1
一五二五・二九	その他のもの	R		1
一五二五・三〇	ひまし油及びその分別物	A		
一五二五・四〇	桐油 ^{とう} 及びその分別物	A		
一五二五・五〇	ごま油及びその分別物	R		1

一五・九〇	その他のもの		A
	オイチシカ油、カメリヤ油、漆ろっ、はぜろっ及びホホバ油並びにこれらの分別物		
	その他のもの		
	酸価が〇・六を超えるもの		
	米油及びその分別物		
	その他のもの	一キログラムにつき八円五	B 15
	その他のもの	〇銭	
	米油及びその分別物		
	その他のもの	一キログラムにつき一〇円	B 15
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）	四〇銭	
一五・一七	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）		A

一六〇一・〇〇	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限り。）及びこれらの物品をもととした調製食料品
一六〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血
一六〇二・一〇	均質調製品
一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの
	牛又は豚のもの
	その他のもの
	気密容器入りのもの
	その他のもの
	第〇一・〇五項の家きんのもの
一六〇二・三一	七面鳥のもの
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）
	その他のもの
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの
	その他のもの
一六〇二・三二	鶏（ガルス・ドメスティクス）のもの
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）
	その他のもの
一六〇二・三九	その他のもの
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）

A	R	A	A	X	A	P	P	P	X	Q
	1					12	11	10		9

一六〇二・四二 一六〇二・四九	<p>その他のもの</p> <p>牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの</p> <p>その他のもの</p> <p>豚のもの</p> <p>もも肉及びこれを分割したもの</p> <p>ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>その他のもの</p> <p>肩肉及びこれを分割したもの</p> <p>その他のもの（混合物を含む。）</p> <p>腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限り。）</p> <p>その他のもの</p> <p>ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）、プレスハム（豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。）並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉（一個の重量が一〇グラム以上のものに限る。）のみから成るもの（調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。）</p>
--------------------	---

R	A	R	Q	R	六%	B	X
1		1	13	1		5	

一六〇二・五〇	牛のもの その他のもの	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） その他のもの 牛の臓器及び舌のもの その他のもの 牛の肉及びびくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇% 未満のもの その他のもの コーンビーフ その他のもの								
一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調製品を含む。） 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） その他のもの									
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース 肉のエキス及びジュース その他のもの									
一六・〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物 魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）									
	六・四%									
	B 7	X	X	A	R	P	R	R	A	Q
					1	14	1	1		13

一六〇四・三〇	キャビア及びその代用物	四・八%	B 5
一六〇五	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）	七・二%	B 3
一六〇五・一〇	かに	六・四%	B 5
	気密容器入りのもの（くん製したものを除く。）	九%	B 7
	その他のもの	一一%	B 7
	たたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの	九・六%	B 7
	その他のもの		
一六〇五・二〇	シュリンプ及びプローン	七・二%	B 5
	くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したものと		
	その他のもの		
	米を含むもの		
	その他のもの		
一六〇五・三〇	ロブスター	五・三%	A B 5

	<p>あわび 帆立貝 その他の軟体動物のもの その他のもの</p>	<p>七・二 ％ 七・二 ％ 七・二 ％ 七・二 ％</p>	<p>B 7 B 5 B 7 B 5</p>
<p>第一七類 一七・〇一 一七〇一・一一</p>	<p>糖類及び砂糖菓子 甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしよ糖（固体のものに限る。） 粗糖（香料又は着色料を加えてないものに限る。） 甘しや糖 乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九八・五度未満に相当するもの 分みつ糖 その他のもの 小売用の容器入りにしたもの（一個の正味重量が一キログラム以下のものに限る。） その他のもの てん菜糖 その他のもの 香料又は着色料を加えたもの</p>		<p>X X R X Q R</p>
<p>一七〇一・九二</p>			<p>16 15 16</p>

一七〇一・九九	その他のもの	
一七〇二	その他の糖類（化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、「糖水（香料料又は着色料を加えてないものに限る。）」、「人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル乳糖及び乳糖水	
一七〇二・一一	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの	A
一七〇二・一九	その他のもの	A
一七〇二・二〇	かえで糖及びかえで糖水	X
一七〇二・三〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。）	X
一七〇二・四〇	ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限るものとし、「転化糖を除く。」）	X
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）	A
一七〇二・六〇	その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、「転化糖を除く。」）	X
一七〇二・九〇	その他のもの（「転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%含有するものを含む。」）	
	砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル	X
	ハイ・テスト・モラセス	X
		R
		1

一七〇三・九〇	<p>その他のもの</p> <p>グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五 リボヌクレオチド及びその塩その</p>	Q	17
一七〇三・一〇	<p>糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）</p> <p>甘しや糖みつ</p> <p>グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五 リボヌクレオチド及びその塩その 他政令で定める物品の製造に使用するもの</p> <p>その他のもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p>	X	一一 B 7
一七・〇三	その他のもの	X	一一 B 7
ソルボース	その他のもの	X	一一 B 7
砂糖を加えたもの	その他のもの	X	一一 B 7
香味料又は着色料を加えたもの	その他のもの	X	一一 B 7
その他のもの	その他のもの	X	一一 B 7
グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五 リボヌクレオチド及びその塩その 他政令で定める物品の製造に使用するもの	その他のもの	A	一一 B 7

<p>第一八類</p> <p>一八〇一・〇〇</p> <p>一八〇二・〇〇</p> <p>一八・〇三</p> <p>一八〇三・一〇</p> <p>一八〇三・二〇</p> <p>一八〇四・〇〇</p> <p>一八〇五・〇〇</p> <p>一八・〇六</p>	
<p>ココア及びその調製品</p> <p>カカオ豆（生のもの及びいつたもので、全形のもの及び割つたものに限る。）</p> <p>カカオ豆の殻、皮その他のくず</p> <p>ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）</p> <p>脱脂してないもの</p> <p>完全に又は部分的に脱脂したもの</p> <p>カカオ脂</p> <p>ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）</p> <p>チョコレートその他のココアを含有する調製食料品</p>	<p>他政令で定める物品の製造に使用するもの</p> <p>その他のもの</p> <p>飼料用のもの</p> <p>注 税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）</p> <p>チューインガム（砂糖で覆つてあるかないかを問わない。）</p> <p>その他のもの</p> <p>甘草エキス（菓子にしたものを除く。）</p> <p>その他のもの</p>
<p>一〇・五%</p> <p>七%</p> <p>三・五%</p>	<p>三%</p>
<p>B 10</p> <p>A</p> <p>B 7</p> <p>B 5</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>R</p> <p>A</p> <p>R</p> <p>X</p> <p>A</p> <p>B 5</p>
	<p>1</p> <p>1</p>

一八〇六・一〇	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）								
	砂糖を加えたもの								
	その他のもの								
一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）								
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇%未満のものに限る。）								
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）								
	その他のもの								
	砂糖を加えたもの								
	その他のもの								
	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）								
一八〇六・三一	詰物をしたもの								
一八〇六・三二	詰物をしてないもの								
一八〇六・九〇	その他のもの								
	チヨコレート菓子								
	その他のもの								
							一一・五%		
		X	R	R	R	P	R	R	B
									10
			1	1	1	8	1	1	
									1

<p>第一九類 一九〇一</p>	<p>穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品 (ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>育兒食用の調製品(小売用にしたものに限る。)</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。)</p> <p>その他のもの</p>	<p>X</p>
	<p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品(ココア粉の含有量が全重量の一〇%未満のものに限る。)</p> <p>ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの(加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>X R X X</p>
	<p>1</p>	

一九〇一・二〇	<p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品 砂糖を加えたもの その他のもの その他のもの</p> <p>第一九・〇五項のベーカーリー製品製造用の混合物及び練り生地 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。） その他のもの 第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品 砂糖を加えたもの その他のもの その他のもの</p>	二一・三%	X B X 15
一九〇一・九〇	その他のもの 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有す		X R X
			1

一九〇二・二	<p>るもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）</p> <p>その他のもの</p> <p>第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>加圧容器入りにしたホイップドクリーム</p> <p>その他のもの</p> <p>麦芽エキス</p> <p>その他のもの</p> <p>スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）</p> <p>パスタ（加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。）</p> <p>卵を含有するもの</p>	R	X	P	R	P	X	X
1			18	1	8			

一九〇二・一九	その他のもの	R	1
一九〇二・二〇	<p>パスタ（詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わない。）</p> <p>砂糖を加えたもの</p>	X	
	その他のもの		
	<p>ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一年以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇%を超え、かつ、これらの物品のうちえびが最大の重量を占めるもの</p> <p>その他のもの</p> <p>牛の肉又はくず肉を含有するもの及びミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの</p> <p>その他のもの</p>	X	
一九〇二・三〇	<p>その他のパスタ</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの</p>	R X	
		1	
		X	
		R X	
			1

	<p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>あられ、せんべいその他これらに類する米菓</p> <p>ビスケット、クッキー及びクラッカー</p> <p>主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの</p> <p>その他のもの</p>		<p>九%</p>	<p>R B 10</p> <p>R X R</p> <p>1 1 1</p>
<p>第二〇類</p> <p>二〇・〇一</p> <p>二〇〇一・一〇</p> <p>二〇〇一・九〇</p>	<p>野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品</p> <p>食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナットその他植物の食用の部分</p> <p>きゅうり及びガーキン</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>パパイア、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンプ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン</p>	<p>九%</p> <p>一二%</p>	<p>A B 10</p> <p>B B 10</p>	

二〇・〇二	<p>調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）</p>				
二〇〇二・一〇	<p>トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）</p>	七・六%	B	10	
二〇〇二・九〇	<p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>トマトピューレー及びトマトペースト</p> <p>その他のもの</p>	一三・四%	B	10	
二〇・〇三	<p>調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）</p>	七・六%	B	10	
	<p>その他のもの</p> <p>パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シユガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン</p> <p>スイートコーン</p> <p>その他のもの</p> <p>調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）</p>	七・五%	B	7	A
	<p>スイートコーン</p> <p>ヤングコーンコブ</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	一六・八%	B	10	B
		一二%	B	10	B
		一〇・五%	B	7	

二〇〇三・一〇	きのこ（はらたけ属のもの） 砂糖を加えたもの その他のもの				
二〇〇三・二〇	気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） フレンチマッシュルーム				一三・六% B 10
二〇〇三・九〇	その他のもの			A	
二〇〇三・四〇	トリフ			A	
二〇・〇四	その他のもの 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品を除く。）				
二〇〇四・一〇	ばれいしよ 単に加熱による調理をしたもの その他のもの マッシュポテト その他のもの				八・五% B 10
二〇〇四・九〇	その他の野菜及び野菜を混合したものの砂糖を加えたもの				一三・六% 九% B 5

二〇〇五・五一	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉 砂糖を加えたもの さやを除いた豆 ささげ属又はいんげんまめ属の豆 その他のもの さや付きのもの その他のもの その他のもの さや付きのもの その他のもの 砂糖を加えたもの	六・八% B 7 九% B 5
二〇〇五・四〇	その他のもの 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一 キログラム以下のものに限 る。） さや付きのもの その他のもの その他のもの さや付きのもの その他のもの えんどう（ピスム・サティヴム） 砂糖を加えたもの さや付きのもの その他のもの その他のもの 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一 キログラム以下のものに限 る。） さや付きのもの その他のもの その他のもの さや付きのもの その他のもの えんどう（ピスム・サティヴム） 砂糖を加えたもの さや付きのもの その他のもの その他のもの	九・六% B 10 九% B 7 九・六% B 10 九% B 7
		R P 1 19

二〇〇六・〇〇 砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、	気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）												
	その他のもの												
	その他のもの												
	たけのこ												
	ヤングコーンコブ												
	気密容器入りのもの												
	その他のもの												
	豆（さや付きのものを除く。）												
	サワークラウト												
	その他のもの												
	気密容器入りのもの（容器とも一つの重量が一〇キログラム以下のものに限る。）												
	にんにくの粉												
	その他のもの												
その他のもの													
にんにくの粉													
その他のもの													
	九%	八%		九・六%	九・六%		九・六%	一七%	一五%	九%	一三・六%	一三・四%	一四%
	B	B		B	B		B	B	B	B	B	R	B
	5	7		10	5		7	10	10	10	10		7
	1												

二〇〇七・九一	<p>グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。)</p> <p>マロングラッセ</p> <p>その他のもの</p> <p>ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）</p> <p>均質調製果実</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>かんきつ類の果実</p> <p>ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>フルーツピューレー及びフルーツペースト</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ジャム及びフルーツゼリー</p> <p>砂糖を加えたもの</p>	<p>二・六%</p> <p>九%</p> <p>二・六%</p> <p>二・三%</p> <p>三・四%</p> <p>一・八%</p> <p>一・二%</p> <p>一・六・八%</p> <p>二・三%</p> <p>三・四%</p> <p>二・三%</p> <p>一・六・八%</p>	<p>B 15</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>B 15</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p> <p>B 15</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p>
二〇〇七・九二	<p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ジャム及びフルーツゼリー</p> <p>砂糖を加えたもの</p>	<p>一・六・八%</p> <p>二・三%</p> <p>三・四%</p> <p>二・三%</p> <p>一・六・八%</p>	<p>B 10</p> <p>B 15</p> <p>B 10</p> <p>B 10</p>

二〇〇八・四〇

なし

砂糖を加えたもの
パルプ状のもの
その他のもの
その他のもの
パルプ状のもの
その他のもの
気密容器入りのもの
その他のもの
砂糖を加えたもの
パルプ状のもの
気密容器入りのもの
その他のもの
その他のもの
気密容器入りのもの
その他のもの
パルプ状のもの
気密容器入りのもの
その他のもの
気密容器入りのもの

九%	七・五%	一一%	一五%	一〇・八%	一一%	一五%	一七%	二一・三%	二三・八%	二九・八%
B 7	B 10	B 10	B 10	B 7	B 15	B 10	B 10	B 10	B 10	B 15

二〇〇八・九九

砂糖を加えたもの	
パルプ状のもの	二九・八%
その他のもの	二三・八%
その他のもの	二一・三%
パルプ状のもの	一七%
その他のもの	二%
梅	
その他のもの	一〇・五%
砂糖を加えたもの	二九・八%
パルプ状のもの	
バナナ及びアボカド	
その他のもの	
その他のもの	
ベリー及びプルーン	
バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	
気密容器入りのもの	
その他のもの	
その他のもの	
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びこれんし	
	七%
	五・五%
	五・五%
	A
	B 15
	B 10
	B 10
	B 10
	B 10
	B 15

その他のもの	一六・八%	B	10
パルプ状のもの			
バナナ、アボカド、プルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン	七・五%	B	10
カムカム		A	
その他のもの	二・三%	B	10
その他のもの			
プルーン		A	
バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン		A	
気密容器入りのもの		A	
その他のもの	四・八%	B	7
さといも（冷凍したものに限り。）	一%	B	7
その他のもの			
ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限り。）及びカムカム		A	
その他のもの	一一・二%	B	7
果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）			
オレンジジュース			

二〇〇九・一一	冷凍したもの 砂糖を加えたもの	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の 一 % 以下のもの	の	その他のもの	二五・五% 二九・八% B 10 B 15
二〇〇九・一二	冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに 限る。） 砂糖を加えたもの	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の 一 % 以下のもの	の	その他のもの	二五・五% 二九・八% B 10 B 15
				その他のもの	（その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）
		しょ糖の含有量が全重量の 一 % 以下のもの		その他のもの	二一・三% 二五・五% B 10 B 10

二〇〇九・一九

その他のもの

しよ糖の含有量が全重量の 一 % 以下のもの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の 一 % 以下のもの

その他のもの

（その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）	二一・三 %	B	10
	二五・五 %	B	10
	二五・五 %	B	10
	二九・八 %	B	15
（その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、			

二〇〇九・二二

その他のもの	その他のもの	当該従量税 率)	
しよ糖の含有量が全重量の 一 % 以下のもの	しよ糖の含有量が全重量の 一 % 以下のもの	二一・三%	B 10
その他のもの	その他のもの	二五・五%	B 10
グレープフルーツジュース			
ブリックス値が二〇以下のもの			
砂糖を加えたもの			
しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の 一〇% 以下のもの	の	一三%	B 10
その他のもの		二九・八%	B 15
		（その率が一 キログラムに つき二二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）	
その他のもの	しよ糖の含有量が全重量の 一〇% 以下のもの	一九・一%	B 10

二〇〇九・二九	<p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p>	二五・五%	B 10	
<p>その他のもの</p> <p>しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p>	<p>二九・八%</p> <p>（その率が一キログラムにつき二三元の従量税率より低いときは、当該従量税率）</p>	B 15	B 10	
二〇〇九・三一	<p>その他のもの</p> <p>しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）ブリックス値が二〇以下のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p>	<p>一九・一%</p> <p>二五・五%</p>	B 10	B 10

二〇〇九・四九	<p>しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>	P	P	24	23
二〇〇九・五〇	<p>トマトジュース</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p> <p>ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）</p> <p>ブリックス値が三〇以下のもの</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p> <p>その他のもの</p>	P	P	24	23
二〇〇九・六一	<p>しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの</p> <p>その他のもの</p>	B	B	15	15
	<p>（その率が一</p> <p>二九・八%</p> <p>一三三%</p>				

二〇〇九・六九

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

の
しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の二〇%以下のもの

その他のもの

その他のもの

キログラムにつき二三元の従量税率より低いときは、当該従量税率）	一九・一%	B 15
キログラムにつき二三元の従量税率より低いときは、当該従量税率）	二九・八% （その率が一 キログラムに つき二三元の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）	B 15 B 15

二〇〇九・七一	しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの りんごジュース ブリックス値が二〇以下のもの 砂糖を加えたもの	一九・一% 二五・五% B 15 B 15
しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一%以下のもの の その他のもの	その他のもの	一三% 三四%（その率が一キログラムにつき二 三円の従量税率より低いときは、当該従量税率） B 15 B 15
二〇〇九・七九	しょ糖の含有量が全重量の一%以下のもの その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一%以下のもの	一九・一% 二九・八% B 15 B 15

の その他のもの	その他のもの	しよ糖の含有量が全重量の 一 % 以下のもの その他のもの	二〇〇九・八〇 その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。） 果汁	砂糖を加えたもの	しよ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の 一〇 % 以下のもの その他のもの	二 三 %	三 四 %（その 率が一キログ ラムにつき二 三円の従量税 率より低いと きは、当該従 量税率）	B 15	B 15
						二 三 %		B 15	B 10
						二 九・八 %		B 15	
						（その率が一 キログラムに つき二三元の			

<p>第二類 二一・〇一</p>	
<p>各種の調製食料品 コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、 コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（ いったものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに コーヒーをもととした調製品</p>	<p>その他のもの しょう糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの その他のもの 混合野菜ジュース 砂糖を加えたもの その他のもの</p>
	<p>（その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）</p>
	<p>一九・一% B 10 二五・五% B 10 八・一% B 7 五・四% B 5</p>

その他のもの	その他のもの	植物性たんぱく	その他のもの	その他のもの	二一〇六・九〇 ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品 乳脂肪分が全重量の三〇%以下のもの アルコールを含有しない飲料のもと、ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解したもの その他のもの その他のもの その他のもの 米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量が全重量の三〇%を超える調製食品 その他のもの 糖水（着色料又は香味料を加えたものに限る。） チューインガム こんにゃく 飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール	一〇・六%	一五%	R	1
B 7	B 10	R	X	X		X	X	R	X

<p>その他のもの</p>	<p>小売用の容器入りにしたもので、容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のもの</p>	X	1
<p>その他のもの</p>	<p>しよ糖の含有量が全重量の八五%以上のもの（小売用の容器入りにしたもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。））、輸入後成分に変更を加えることなく小売用の容器入りのもの（容器ともの一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）にする旨が政令で定める手続により証明されたもの及び課税価格が一キログラムにつき二五七円を超えるものを除く。）</p>	X	1
<p>その他のもの</p>	<p>乳糖、乳たんぱく又は乳脂肪を含有するもの</p>	X	1
<p>その他のもの</p>	<p>含有する砂糖以外の各成分のうちソルビトールの重量が最大のもの</p>	X	1
<p>その他のもの</p>	<p>調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超え三〇%未満のものに限る。）</p>	R	1
<p>アルコールを含有しない飲料のもと</p>	<p>アルコールを含有しない飲料のもと</p>	X	1

第三類	
二二・〇一	飲料、アルコール及び食酢 水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものを除く。）、氷及び雪
二二・〇二	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）
二二〇二・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）
二二〇二・九〇	砂糖を加えたもの その他のもの
二二〇三・〇〇	砂糖を加えたもの その他のもの
二二・〇四	ビール ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）
二二〇四・一〇	スパークリングワイン その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの
二二〇四・二一	ニリットル以下の容器入りにしたもの
二二〇四・二九	その他のもの
	一三・四％ 九・六％
	一三・四％ 九・六％
	B 7 B 10
	B 7 B 10
	A B 7 B 10
	X X X

二二〇四・三〇	その他のぶどう搾汁	アルコール分が１％未満のもの	砂糖を加えたもの	の しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の１０％以下のもの	その他のもの	二九・八％	（その率が一	キログラムに	つき二三元の	従量税率より	低いときは、	当該従量税 率）	一九・一％	一五・五％	A	B	X
						二三％	B						B	B	B	10	10
二二一・〇五	ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）	その他のもの	その他のもの	しょ糖の含有量が全重量の１０％以下のもの	その他のもの	二五・五％	B	B	A	X			B	B	10	10	
二二〇五・一〇	二リットル以下の容器入りにしたもの																

二二〇五・九〇	その他のもの	アルコール分が１％未満のもの	一九・一％	B 10
その他のもの	二二〇六・〇〇	その他の発酵酒（例えば、りんご酒、なし酒及びビード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）	二九・八％	B 15
アルコール分が１％未満のもの	その他のもの	清酒及び濁酒	（その率が一	A
その他のもの	発酵酒（清酒を除く。）と第二〇・〇九項又は第二二・〇二項の物品との混合物	物	キログラムに	X
その他のもの	麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの	その他のもの	つき二三元の	X
			従量税率より	
			低いときは、	
			当該従量税	
			率）	

<p>二二〇七・一〇</p>	<p>エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。） エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。） アルコール分が九〇%以上のもの 工業用アルコールの製造の用に供するもの その他のもの</p>	<p>A</p>
<p>二二一・〇七</p>	<p>エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。） 及び変性アルコール（アルコール分のいかなを問わない。） その他のもの</p> <p>注 この証明書については、第二十五条に規定する物品の貿易及び原産地規則に関する運用上の手続規則に定める細目を適用するものとし、必要な場合には、日本国政府が当該証明書が真正なものであるか又は正確なものであるかを確認する。フィリピン政府は、日本国の要請がある場合には、同手続規則に従って、当該証明書が真正なものであるか又は正確なものであるかを確認するための援助を行う。</p>	<p>P</p>
	<p>その他のもの アラテイリス、バナナ、ビグナイ、カラマンシ、ココヤシの実、コーヒー、ダランダン、ゲアバ、ジャワプラム、サントル、マンゴー、マンゴスチン、マラン、パッションフルーツ、パイナップル、サワーサップ、ストロベリー、シュガーアップル又はタマリンドから製造された発酵酒である旨がフィリピン政府又は政府代行機関により証明されているもの</p>	<p>A</p>

二二〇七・二〇	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	
二二一・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。） 及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料	
二二〇八・二〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	
二二〇八・三〇	ウイスキー	
二二〇八・四〇	ラム及びタフィア	
二二〇八・五〇	ジン及びジュネヴァ	
二二〇八・六〇	ウオッカ	
二二〇八・七〇	リキュール及びコーディアル	
二二〇八・九〇	その他のもの エチルアルコール及び蒸留酒 フルーツブランデー その他のもの	
		A A A A A A A X X A X A

二二〇九・〇〇	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	その他のもの	エチルアルコール	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	その他のもの	その他のもの	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	その他のもの	その他のアルコール飲料	合成清酒及び白酒	果汁をもととした飲料（アルコール分が1%未満のものに限る。）	二九・八% （その率が一 キログラムに つき二三元の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 率）	B 15	A	X	A	X	A	A	四・八% B 5
---------	-----------------	--------	----------	---	--------	--------	---	--------	-------------	----------	--------------------------------	--	---------	---	---	---	---	---	---	----------------

第三類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料 肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獣脂かす ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。） でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。） 大豆油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。） 落花生油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。） その他の植物性の油かす（粉砕してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第二三・〇五項のものを除く。） ぶどう酒かす及びアーゴル 飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。） 飼料用に供する種類の調製品 犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。） 乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの	一キログラムにつき、五九	B 10
二三・〇一			A
二三・〇二			A
二三・〇三			A
二三・〇四			A
二三・〇五			A
二三・〇六			A
二三・〇七			A
二三・〇八			A
二三・〇九			A
二三・〇九・一〇			A

その他のもの

気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

その他のもの

課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。）

その他のもの

粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）

円五〇銭に重量比による乳糖の含有率が一〇%を超える一%ごとに六円を加えた額

A

A

A

二三〇九・九〇

その他のもの

その他のもの

飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）

その他のもの

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの

ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの

その他のもの

その他のもの

第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもとしたもの（ペレット状、キユーブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物並びに魚又は海棲哺乳動物のソリュブル

一キログラム
につき一八円

B
10

一キログラム
につき、五二
円五〇銭に重
量比による乳
糖の含有率が
一〇%を超え
る一%ごとに
五円三〇銭を
加えた額

A

A

A

<p>第二四類 二四・〇一</p>	
<p>たばこ及び製造たばこ代用品 たばこ（製造たばこを除く。）及びびくすたばこ</p>	<p>その他のもの 気密容器入りのもの（容器ともの一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。） その他のもの 課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限る。） その他のもの 粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五％未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇％未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五％未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇％以上のものを除く。） 犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの その他のもの その他のもの</p>
<p>A</p>	<p>X R A A A</p>
	<p>1</p>

二四・〇二	葉巻たばこ、シエルト、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）	葉巻たばこ、シエルト及びシガリロ（たばこを含有するものに限る。）	A
二四〇二・一〇	葉巻たばこ、シエルト及びシガリロ（たばこを含有するものに限る。）	紙巻たばこ（たばこを含有するものに限る。）	X
二四〇二・二〇	その他のもの	その他のもの	X
二四〇二・九〇	その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス	喫煙用たばこ（たばこ代用物を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。）	X
二四〇三・一〇	その他のもの	その他のもの	X
二四〇三・九一	シートたばこ	シートたばこ	A
二四〇三・九九	その他のもの	その他のもの	A
第二五類 二五〇一・〇〇	塩、硫黄、土石類、プaster、石灰及びセメント 塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。） 純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水 塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のもの		X

二五〇二・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）	
二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）	
二五・〇四	天然黒鉛	
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）	
二五・〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	
二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）	
二五・〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース	
二五〇九・〇〇	白亜	
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜	
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）	
		A A A A A A A A A A X

二五二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）	A
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、パミストーン及びエメリー	A
二五四・〇〇	スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A
二五・一五	大理石、トラバーチン、エコーシンその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け比重が二・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A
二五・一六	花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）	A
二五・一七	小石、砂利及び碎石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びプリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、碎石、シングル又はプリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は	A

二五・一八	第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。） ドロマイト（粗削りしたものと及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切ったものを含むものとし、焼いてあるかないか又は焼結してあるかないかを問わない。）及びドロマイトラミングミックス	A
二五・一九	天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに熔融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（純粹であるかないかを問わない。）	A
二五・二〇	天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラスター（着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかないかを問わない。）	A
二五二一・〇〇	石灰石その他の石灰質の岩石（石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。）	A
二五・二二	生石灰、消石灰及び水硬性石灰（第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウムを除く。）	A
二五・二三	ポルトランドセメント、アルミナセメント、スラグセメント、スーパーサルフェートセメントその他これらに類する水硬性セメント（着色してあるかないか又はクリンカー状であるかないかを問わない。）	A
二五二四・〇〇	石綿	A
二五・二五	雲母（はく離雲母を含む。）及びそのくず	A
二五・二六	ステアタイト（天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つて	A

<p>二五・二八</p> <p>二五・二九</p> <p>二五・三〇</p>	<p>あるかないかを問わない。)及びタルク</p> <p>天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。)並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の八五%以下のもの</p> <p>長石、白榴石、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石</p> <p>鉱物(他の項に該当するものを除く。)</p>	<p>A</p> <p>A A A</p>
<p>第二六類</p>	<p>鉱石、スラグ及び灰</p>	<p>A</p>
<p>第二七類</p> <p>二七・〇一</p> <p>二七・〇二</p> <p>二七〇三・〇〇</p> <p>二七〇四・〇〇</p> <p>二七〇五・〇〇</p> <p>二七〇六・〇〇</p>	<p>鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう</p> <p>石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの</p> <p>亜炭(凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。)</p> <p>泥炭(ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)</p> <p>コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかないかを問わない。)並びにレトルトカーボン</p> <p>石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス(石油ガスその他のガス状態炭化水素を除く。)</p> <p>石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール(再生タールを含むものとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わない。)</p>	<p>A</p> <p>A A A A A A</p>

二七・〇七	高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの		
二七・〇八	ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）		A
二七〇九・〇〇	石油及び歴青油（原油に限る。）		A
二七・一〇	石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油		
	石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		
二七一〇・一一	軽質油及びその調製品		
	石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）		
	揮発油		
	低重合度の混合アルキレン		
	トリプロピレン		
	その他のもの		
	政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキレンを除く。）		
三・九%		B	B
二・二%		B	A

その他のもの

航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）
温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの

その他のもの

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの
その他のもの

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のもの

ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）
その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

一キロリットルにつき二、〇六九円	B	10
一キロリットルにつき二、三三六円	B	10
一キロリットルにつき一、三八六円	B	10
二・五%	B	5
その他のもの	A	
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの	A	

二七二〇・一九

その他のもの

軽油

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のもの

ノルマルパラフィン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る。）

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

一キロリットルにつき五六四円
B 10

一キロリットルにつき一、二五七円
A
B 10

二・五%
B 5

一キロリットル
A
B 10

軽油

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの
その他のもの

重油及び粗油

温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの

製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）

その他のもの

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下のもの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林漁業の用に供するもの
硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの

ルにつき五六
四円

一キロリット

ルにつき一、

二五七円

A
B
10

A

A

B
10

一キロリット
ルにつき二、
五九三円

その他のもの

温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの

製油の原料として使用するもの（税関の監督の下で重油又は粗油を原料とする製油により得た製品を含む。）

その他のもの

硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの

その他のもの

潤滑油（流動パラフィンを含む。）

温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）並びに温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの

温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの

その他のもの

一キロリットルにつき三、三〇六円	B	10
一キロリットルにつき二、三七六円	B	10
一キロリットルにつき三、二〇二円	A	

二七二〇・九一	流動パラフィン、焼入油、作動油、防錆油 ^{せい} その他主として潤滑用に供しない油	
	切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油	
	その他のもの	
	その他のもの	三・九%
	その他のもの	A
	その他のもの	A
	その他のもの	B 5
二七二〇・九九	廃油	
	ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含むもの	A
二七二〇・九一	その他のもの	A
二七二〇・九一	石油ガスその他のガス状炭化水素	A
二七・二二	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）	A
二七・二三	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物	A
二七・二四	天然ピチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩 ^{けつ} 、油母頁岩 ^{けつ} 、タールサンド、アスファルトイット及びアスファルチックロック	A
二七二五・〇〇	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ピチューメン、石油アスファルト、鉱物性タール又は鉱物性タールピッチをもとしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）	A

第二八類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物		A
第二九類 二九・〇一 二九・〇二 二九・〇三 二九・〇四 二九・〇五	<p>有機化学品 非環式炭化水素 環式炭化水素 炭化水素のハロゲン化誘導体 炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。） 非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 飽和一価アルコール メタノール（メチルアルコール） プロパン ー オール（プロピルアルコール）及びプロパン ニオール（イソプロピルアルコール） ブタン ー オール（ノルマル ブチルアルコール） その他のブタノール ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体 オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体 ドデカン ー オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン ー オール（セチ</p>		A A A A A A A A A A A

二九〇五・一九	ルアルコール)及びオクタデカン	—	オール(ステアリルアルコール)	A
	その他のもの			A
	不飽和一価アルコール			
二九〇五・二二	非環式テルペンアルコール			A
二九〇五・二九	その他のもの			A
	二価アルコール			
二九〇五・三一	エチレンジグリコール(エタンジオール)			A
二九〇五・三二	プロピレンジグリコール(プロパン	—・二	ジオール)	A
二九〇五・三九	その他のもの			A
	その他の多価アルコール			
二九〇五・四一	二エチル	二	(ヒドロキシメチル)プロパン	—・三
二九〇五・四二	ジオール(トリメチ			
二九〇五・四三	ロールプロパン)			A
二九〇五・四四	ペンタエリトリール			A
二九〇五・四五	マンニトール			A
二九〇五・四九	D-グルシトール(ソルビトール)			X
	グリセリン			A
	その他のもの			A
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、			
	スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニト			
	ロソ化誘導体			
二九〇五・五一	エトクロルビノール(INN)			A

二九〇五・五九	その他のもの		A
二九・〇六	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体		
二九〇六・一一	メントール	八・八八% (その率が一 キログラムに つき二四六円 四〇銭の従量 税率より低い ときは、当該 従量税率)	B 10
二九〇六・一二	シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール		A
二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール		A
二九〇六・一四	テルピネオール		A
二九〇六・一九	その他のもの		A
	芳香族アルコール及びその誘導体		
二九〇六・二一	ベンジルアルコール		A
二九〇六・二九	その他のもの		A

二九・〇七	フェノール及びフェノールアルコール	A
二九・〇八	フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・〇九	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一一・〇〇	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一二	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド	A
二九・一三・〇〇	第二九・一二項の物品のハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一四	ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一五	飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸	A

二九・一六	並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	
二九・一七	不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・一八	ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九一八・一一	アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
二九一八・一二	乳酸並びにその塩及びエステル	A
二九一八・一三	酒石酸	A
二九一八・一四	酒石酸の塩及びエステル	A
二九一八・一五	くえん酸	X
	くえん酸の塩及びエステル	X
	くえん酸カルシウム	X
	その他のもの	A
二九一八・一六	グルコン酸並びにその塩及びエステル	A

二九一八・一九	その他のもの	A
	フェニール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	
二九一八・二一	サリチル酸及びその塩	A
二九一八・二二	オルト アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル	A
二九一八・二三	サリチル酸のその他のエステル及びその塩	A
二九一八・二九	その他のもの	A
二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体	A
二九一八・九〇	その他のもの	A
二九一九・〇〇	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・二〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	A
二九・二二	アミン官能化合物	A
二九・二二	酸素官能のアミノ化合物	A
	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩	
二九三二・一一	モノエタノールアミン及びその塩	A

二九三二・一二	ジエタノールアミン及びその塩		
二九三二・一三	トリエタノールアミン及びその塩		
二九三二・一四	デキストロプロポキシフェン（INN）及びその塩		
二九三二・一九	その他のもの		A
二九三二・二一	アミノナフトールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩		A
二九三二・二二	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩		A
二九三二・二九	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩		A
	その他のもの		A
二九三二・三一	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩		A
二九三二・三二	アンフェプラモン（INN）、メサドン（INN）及びノルメサドン（INN）並びにこれらの塩		A
二九三二・三九	その他のもの		A
	アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩		A
二九三二・四一	リジン及びそのエステル並びにこれらの塩		A
二九三二・四二	グルタミン酸及びその塩		A
	グルタミン酸ソーダ		B
	その他のもの		5
			A

二九二二・四三	アントラニル酸及びその塩	A
二九二二・四四	チリジン（INN）及びその塩	A
二九二二・四九	その他のもの	A
二九二二・五〇	アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物	A
二九・二二三	第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるか否かを問わない。）	A
二九・二二四	カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物	A
二九・二二五	カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物	A
二九・二二六	ニトリル官能化合物	A
二九二七・〇〇	ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物	A
二九二八・〇〇	ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体	A
二九・二二九	その他の窒素官能基を有する化合物	A
二九・三三〇	有機硫黄化合物	A
二九三一・〇〇	その他のオルガノインオルガニック化合物	A
二九・三三一	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）	A
二九・三三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	A
二九・三三四	核酸及びその塩（化学的に単一であるか否かを問わない。）並びにその他の複素環式化合物	A

第三〇類	<p>二九三五・〇〇 スルホンアミド</p> <p>二九・三六 プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）</p> <p>二九・三七 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）</p> <p>二九・三八 グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体</p> <p>二九・三九 植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体</p> <p>二九四〇・〇〇 糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセ</p>
医療用品	<p>二九・四一 抗生物質</p> <p>二九四二・〇〇 その他の有機化合物</p>
A	<p>A A A A A A A A A</p>

第三類	肥料		A
第三類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ		A
第三類 三三〇・〇一	<p>精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類</p> <p>精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキアステイスチレート及びアキアスソリューション</p> <p>精油（かんきつ類の果実のものに限る。）</p> <p>ベルガモットのもの</p> <p>オレンジのもの</p> <p>レモンのもの</p> <p>ライムのもの</p> <p>その他のもの</p> <p>精油（かんきつ類の果実のものを除く。）</p> <p>ゼラニウムのもの</p>		A A A A A A
三三〇・一一 三三〇・一二 三三〇・一三 三三〇・一四 三三〇・一九			A

三三〇一・二二	ジャスミンのもの		
三三〇一・二三	ラベンダー又はラバンジンのもの		A
三三〇一・二四	ペパーミント(メンタ・ピペリタ)のもの		A
三三〇一・二五	その他のミントのもの		A
	ペパーミント油(メンタ・アルヴェンスイスのものに限る。)		
	政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるもの		
	その他のもの		B
	その他のもの		7
三三〇一・二六	ベチベルのもの		A
三三〇一・二九	その他のもの		A
三三〇一・三〇	レジノイド		A
三三〇一・九〇	その他のもの		A
三三〇二	香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物(アルコール溶液を含むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。)		
	並びに香気性物質をもととしたその他の調製品(飲料製造に使用する種類のものに限る。)		
三三〇三・〇〇	香水類及びオーデコロン類		A
三三〇四	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品(日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。)		A
三三〇五	及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品 頭髪用の調製品		A

三三・〇六	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした 歯間清掃用の糸（デンタルフロス）	A
三三・〇七	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製 品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調 製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問 わない。）	A
第三四類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそ くその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをも とした歯科用の調製品	A
第三五類	たんぱく系物質、変性でん粉、 <small>（こ）</small> 膠着剤及び酵素 カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の 含有量が乾燥状態において全重量の八〇％を超えるものに限る。）及びアルブミナート その他のアルブミン誘導体	A
三五〇三・〇〇	ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をし てあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシン グラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。） ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシニンググラス	A

三五〇四・〇〇	その他のもの ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。）							一七％ B 10
三五・〇五	デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもとした膠着剤							X
三五・〇六	調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）							A A
三五・〇七	酵素及び他の項に該当しない調製した酵素							A A
第三六類	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料							A
第三七類	写真用又は映画用の材料							A
第三八類	各種の化学工業生産品							A
第三九類 三九・〇一 三九〇一・一〇	プラスチック及びその製品 エチレンの重合体（一次製品に限る。） 比重が〇・九四未満のポリエチレン 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、							

粒、フレークその他これらに類する形状のもの	三九〇一・二〇	比重が〇・九四以上のポリエチレン塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	その他のもの
一・三%（その率が一キログラムにつき四円四八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	A	一・三%（その率が一キログラムにつき四円四八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）	A
B 10	A	B 10	A

三九〇一・三〇	エチレン―酢酸ビニル共重合体	〇・五六%	B 10
三九〇一・九〇	塊（不規則な形のものに限る。） 粉（モールディングパウダーを含む。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの その他のもの	〇・五六%	A B 10
三九〇二	プロピレンその他のオレフィンの重合体（一次製品に限る。）	一・三%	B 10
三九〇二・一〇	塊（不規則な形のものに限る。） 粉（モールディングパウダーを含む。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの ポリプロピレン	一・三%	B 10
その他のもの	塊（不規則な形のものに限る。） 粉（モールディングパウダーを含む。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三%	A B 10

三九〇二・二〇	ポリイソブチレン 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・五六%	A B 10
三九〇二・三〇	プロピレンの共重合体 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・五六%	A B 10
三九〇二・九〇	その他のもの 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・五六%	A B 10
三九〇三	スチレンの重合体（一次製品に限る。） ポリスチレン 多泡性のもの		
三九〇三・一一	塊（不規則な形のものに限る。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・七八%	A B 10
三九〇三・一九	その他のもの 塊（不規則な形のものに限る。） 粉（モールディングパウダーを含む。）		

三九〇三・二〇	<p>スチレンーアクリロニトリル(SAN)共重合体</p> <p>塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モーディングパウダーを含む。)、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの</p>	一・三%	A	B 10
三九〇三・三〇	<p>アクリロニトリルーブタジエンースチレン(ABS)共重合体</p> <p>塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モーディングパウダーを含む。)、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの</p>	〇・六二%	A	B 10
三九〇三・九〇	<p>その他のもの</p> <p>塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モーディングパウダーを含む。)、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの</p>	〇・六二%	A	B 10
三九〇四	<p>塩化ビニルその他のハロゲン化オレフィンの重合体(一次製品に限る。)</p> <p>ポリ(塩化ビニル)(他の物質と混合してないものに限る。)</p> <p>塊(不規則な形のものに限る。)、粉(モーディングパウダーを含む。)、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの</p>	〇・七八%	A	B 10
三九〇四・一〇	<p>その他のポリ(塩化ビニル)</p>			

三九〇四・二二	可塑化していないもの 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・七八%	A B 5 10
三九〇四・二二	可塑化したもの 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・七八%	A B 5 10
三九〇四・三〇	塩化ビニル―酢酸ビニル共重合体 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・六二%	A B 5 5
三九〇四・四〇	その他の塩化ビニルの共重合体 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・五六%	A B 5 5
三九〇四・五〇	塩化ビニリデンの重合体 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・五六%	A B 5 5

三九〇四・六一	ふつ素系重合体		
三九〇四・六九	ポリテトラフルオロエチレン		
三九〇四・九〇	その他のもの		
三九〇五	塊（不規則な形のものに限る。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・五六%	A B 5
三九〇六	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限る。）		A
三九〇六・一〇	ポリ（メタクリル酸メチル）		
三九〇六・九〇	塊（不規則な形のものに限る。） 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	〇・六八%	A B 5
三九〇七	その他のもの		
	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）	〇・五六%	A B 5

三九・〇八	ポリアミド（一次製品に限る。）	A
三九・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）	A
三九一〇・〇〇	シリコン（一次製品に限る。）	A
三九・一一	石油樹脂、クマロン・インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三九・一二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三九・一三	天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	A
三九一四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもとしたイオン交換体（一次製品に限る。）	A
三九・一五	プラスチックのくず	A
三九・一六	プラスチックの単繊維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの型材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）	A
三九・一七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）	A
三九・一八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及	A

三九・一九	び天井被覆材 プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）	A
三九・二〇	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）	A A
三九・二一	プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ	A
三九・二二	プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品	A
三九・二三	プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品	A A
三九・二四	プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品	A A
三九・二五	プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）	A
三九・二六	その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品	
三九二六・一〇	事務用品及び学用品	A
三九二六・二〇	衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）	A
三九二六・三〇	家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具	A
三九二六・四〇	小像その他の装飾品	A

三九二六・九〇	その他のもの		A
第四〇類	ゴム及びその製品		A
第四一類 四一・〇一	<p>原皮（毛皮を除く。）及び革 牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）</p>		
四一〇一・二〇	<p>全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）</p> <p>クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの</p> <p>その他のもの</p>	一 二%	B A 10
四一〇一・五〇	<p>全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）</p> <p>クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のものうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの</p> <p>その他のもの</p>	一 二%	B A 10
四一〇一・九〇	その他のもの（バット、ベンス及びベリーを含む。）	一 二%	B A 10

四一・〇二	羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているか又はスプリットしてあるか否かを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）	一 二 %	B 10	A
四一・〇三	その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるか又はスプリットしてあるか否かを問わない。ただし、この類の注1(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）		A	
四一・〇三・一〇	やぎのもの		A	
四一・〇三・二〇	爬虫類のもの		A	
四一・〇三・三〇	豚のもの		A	
	なめし過程にないもの			
	その他のもの	一 ・ 二 %	B 7	A
四一・〇三・九〇	その他のもの			
四一・〇四	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるか否かを問わない。）			

四一〇四・一一	湿润状态（ウェットブルーを含む。）のもの フルグレーション（スプリットしてないものに限る。）及びグレーションスプリット クロムなめしのもの その他のもの	一 二 %	B A	B A
四一〇四・一九	その他のもの クロムなめしのもの その他のもの 乾燥状態（クラスト）のもの フルグレーション（スプリットしてないものに限る。）及びグレーションスプリット なめしたもの（再なめしをしたものを含む。）で、これを超える加工をしてないもの クロムなめしのもの その他のもの その他のもの 染着色したもの	一 二 %	B A	B A
四一〇四・四一	染着色したもの（全形の牛の皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛皮並びにローラーレザーを除く。） その他のもの その他のもの その他のもの	一 三 ・ 三 %	B	B
四一〇四・四九	その他のもの	一 二 %	B	B

四一〇七・一一	<p>る加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） 全形の革 フルグレーン（スプリットしていないものに限る。） パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの 染色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。） その他のもの その他のもの</p>	一・二%	B 7
四一〇七・一二	<p>グレーンスプリット パーチメント仕上げをしたもの その他のもの 染色し又は模様付けしたもの 染色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。） その他のもの その他のもの</p>	一・二% 一六% 一三・三%	B 7 B 10 B 10
四一〇七・一九	その他のもの	一三・三% 一六% 一三・三%	B 10 B 10 B 10

四二二・〇〇	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） パーチメント仕上げをしたもの その他のもの	一・二％ 一六％ 一六％	B 7 B 10 B 10
四二二・一〇	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。） やぎのもの パーチメント仕上げをしたもの その他のもの	一・二％ 一六％	B 7 B 10
四二二・二〇	豚のもの	一六％	A B 10

<p>四二五・一〇</p> <p>四二五・二〇</p>	<p>ンポジションレザークズ（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉</p> <p>コンポジションレザーク（革又は革繊維をもととして製造したもので、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない。）</p> <p>革又はコンポジションレザークズ（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉</p>	<p>一・二%</p> <p>〇・六%</p>	<p>B 7</p> <p>B 7</p>
<p>第四二類</p> <p>四二〇一・〇〇</p> <p>四二・〇二</p>	<p>革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品</p> <p>動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートその他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）</p> <p>旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザーク、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器</p> <p>トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かば</p>	<p>一・〇六%</p>	<p>B 10</p>

四二〇二・二一	ん、通学用かばんその他これらに類する容器 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの 携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半 貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が 一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。） その他のもの	一 二・八 %	B 10
四二〇二・二二	外面がプラスチック製又は紡織用繊維製のもの 携帯用化粧道具入れ（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半 貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が 一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。） その他のもの 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの その他のもの	一 二・八 %	B 10
四二〇二・一九	その他のもの ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいな いかを問わない。） 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの 貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、 ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇 円を超えるもの	三 ・六 八 %	B 10
四二〇二・二二	その他のもの 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの 貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、 ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇 円を超えるもの	〇 ・八 二 %	B 10

四二〇二・二二	<p>革製又はパテントレザー製のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>革製又はパテントレザー製のもの</p> <p>その他のもの</p>	<p>一・二%</p> <p>一・二%</p> <p>一・二%</p> <p>一・二%</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>10</p> <p>10</p> <p>10</p> <p>10</p>
四二〇二・二九	<p>ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品</p> <p>その他のもの</p>	<p>一・二%</p> <p>一・二%</p>	<p>B</p> <p>B</p>	<p>10</p> <p>10</p>
四二〇二・三一	<p>ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品</p> <p>財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>六・四%</p> <p>六・四%</p> <p>六・四%</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>10</p> <p>10</p> <p>10</p>
四二〇二・三二	<p>財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p> <p>その他のもの</p> <p>財布（貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）</p> <p>その他のもの</p>	<p>八%</p> <p>八%</p> <p>八%</p> <p>八%</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>	<p>10</p> <p>10</p> <p>10</p> <p>10</p>

四二〇二・三九	〇〇〇円を超えるものに限る。 その他のもの	一 二・八 %	B 10
四二〇二・九一	その他のもの	六 ・四 %	B 10
四二〇二・九二	その他のもの 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	八 %	B 10
四二〇二・九九	その他のもの 外面がプラスチックシート製又は紡織用繊維製のもの その他のもの 木製のもの アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの その他のもの	六 ・四 %	B 10
四二〇二・一〇	衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。） 衣類 毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの その他のもの 手袋、ミトン及びビット 特に運動用に製造したもの	〇 ・五 四 %	B 10
四二〇三・一一	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの その他のもの 手袋、ミトン及びビット 特に運動用に製造したもの 毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの	〇 ・六 八 %	B 10
		〇 ・九 二 %	B 10
		一 〇 %	B 10
		一 六 %	B 10

<p>第四三類 四三・〇一</p>	<p>毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品 原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）</p>	<p>A</p>
<p>四三・〇二</p>	<p>なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）</p>	<p>A</p>
<p>四三・〇三</p>	<p>衣類、衣類附属品その他の毛皮製品</p>	<p>X X</p>
<p>四三〇四・〇〇</p>	<p>人造毛皮及びその製品</p>	<p>A</p>
<p>第四四類 四四・〇一</p>	<p>木材及びその製品並びに木炭 のこくず及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）</p>	<p>A</p>
<p>四四〇二・〇〇</p>	<p>薪材並びにチップ状又は小片状の木材 木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）</p>	<p>A</p>
<p>四四・〇三</p>	<p>木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）</p>	<p>A</p>
<p>四四・〇四</p>	<p>たが材、割ったポール、木製のくい（端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。）</p>	<p>A</p>
	<p>木製の棒（つえ、傘の柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので粗削りしたものに限るものとし、ろくろがけし、曲げ又はその他の加工</p>	

四四〇五・〇〇	をしたものを除く。) 及びチップウッドその他これに類するもの 木毛及び木粉				
四四・〇六	木製の鉄道用又は軌道用のまくら木				
四四・〇七	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが六ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）				
四四・〇八	化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが六ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）				
四四〇八・一〇	針葉樹のもの				
四四〇八・三一	熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ 積層木材を平削りすることにより得られるもの その他のもの 合板用単板 その他のもの		三・六%	B	10
四四〇八・三九	その他のもの パドック（かりん）のもの ジェルトンのもの（長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル		三%	B	10
				A	
				A	
				A	
				A	
				A	

四四・〇九	さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿って連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含む）	その他のもの	合板用単板	その他のもの	積層木材を平削りすることにより得られるもの	その他のもの	その他のもの	積層木材を平削りすることにより得られるもの	つげ、たがやさん（カスイア・スイアメア）、紅木、したん又はこくたんのもの	その他のもの	その他のもの	合板用単板	その他のもの	積層木材を平削りすることにより得られるもの	その他のもの	その他のもの	積層木材を平削りすることにより得られるもの	チークのもの	以下のものに限る。）
四四〇八・九〇		三・六%	三・六%	三・六%	三・六%	三・六%	三・六%	三・六%	三・六%	三・六%	三・六%	三・六%	三・六%	三・六%	三・六%	三・六%	三・六%	三・六%	三・六%
	A	B	B	A	B	A	B	A	B	A	B	B	B	A	B	A	B	A	A
		10	10		10		10		10		10	10	10		10		10		

四四〇九・一〇	ものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わな い。)		A
四四〇九・二〇	針葉樹以外のもの		A
四四・一〇	引抜材（竹製のものに限る。） その他のもの	四・五%	A B 10 10
四四一〇・二二	パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエントッドストランド ボード及びウエファアボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂 その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。） オリエントッドストランドボード及びウエファアボード（木材のものに限る。） 加工しないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの	三・六%	B B 10 10
四四一〇・二九	板状のもの その他のもの	三・六%	B B 10 10
四四一〇・三一	その他のもの（木材のものに限る。） 加工しないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの 板状のもの その他のもの	三・六%	B B 10 10

四四一〇・三二	メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの 板状のもの その他のもの	三・六%	B 10
四四一〇・三三	プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの 板状のもの その他のもの	三・六%	B 10
四四一〇・三九	その他のもの 板状のもの その他のもの	三・六%	B 10
四四一〇・九〇	その他のもの 板状のもの その他のもの	三・九六%	B 10
四四・一一	繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。） 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材	四・七四%	B 10
四四・二二	改良木材（塊状、板状、ストリップ状又は型材のものに限る。） 木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁	一・五六%	B 10
四四二一・〇〇	木製のケース、箱、クレート、ドラムその他これらに類する包装容器、木製のケーブル ドラム及び木製のパレット、ボックスパレットその他の積載用ボード並びに木製のパ レット枠		A
四四二一・一五			A

<p>第四六類 四六・〇一</p>	<p>わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織った物品（シート</p>		
<p>第四五類</p>	<p>コルク及びその製品</p>	<p>A</p>	
<p>四四一六・〇〇</p>	<p>木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品（たる材及びおけ材を含む。）</p>	<p>六%</p>	<p>A B 10</p>
<p>四四一七・〇〇</p>	<p>木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型</p>	<p>A</p>	<p>A</p>
<p>四四一八</p>	<p>木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこけら板を含む。）</p>	<p>A</p>	<p>A</p>
<p>四四一九・〇〇</p>	<p>木製の食卓用品及び台所用品</p>	<p>A</p>	<p>A</p>
<p>四四二〇</p>	<p>寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類する製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具</p>	<p>A</p>	<p>A</p>
<p>四四二一</p>	<p>その他の木製品</p>	<p>A</p>	<p>A</p>
<p>四四二二・一〇</p>	<p>衣類用ハンガー</p>	<p>A</p>	<p>A</p>
<p>四四二二・九〇</p>	<p>その他のもの</p>	<p>A</p>	<p>A</p>
<p>竹製のくし</p>	<p>その他のもの</p>	<p>A</p>	<p>A</p>

第四七類	<p>四六〇一・二〇</p> <p>状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。） 敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。） いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォルミ ス）製のもの その他のもの その他のもの 植物性材料製のもの 四六〇一・九一 むしろ、こも及びアンペラ さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないか を問わない。） その他のもの いぐさ（ユンクス・エフスス）製又は七島い（キュペルス・テゲティフォル ミス）製のもの その他のもの その他のもの 四六〇一・九九 かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇 一頃の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品 四六・〇二</p>
木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙	<p>六%</p> <p>六%</p>
A	<p>A A A B 5</p> <p>A A</p> <p>A B 5</p>

第四八類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品		A
第四九類	印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案		A
第五〇類 五〇〇一・〇〇〇 五〇〇二・〇〇〇	絹及び絹織物 繭（繰糸に適するものに限る。） 生糸（よつてないものに限る。） 野蚕のもの その他のもの		X X A A A A X A
第五一類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物		A
第五二類	綿及び綿織物		A
五〇・〇三 五〇〇四・〇〇〇 五〇〇五・〇〇〇 五〇〇六・〇〇〇 五〇・〇七	絹のくず（繰糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。） 絹糸（絹紡糸、絹紡細糸及び小売用にしたものを除く。） 絹紡糸及び絹紡細糸（小売用にしたものを除く。） 絹糸、絹紡糸及び絹紡細糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然てぐす絹織物		A A A A A

第六一類	第六〇類	第五九類	第五八類	第五七類	第五六類	第五五類	第五四類	第五三類
衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	メリヤス編物及びクロセ編物	製品 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	人造繊維の短繊維及びその織物	人造繊維の長繊維及びその織物	その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙系及びその織物
A	A	A	A	A	A	A	A	A

第六二類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）						
第六三類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ						
第六四類 六四・〇一	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品 防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。） 履物（保護用の金属製トーチカップを有するものに限る。） スキー靴 その他のもの その他の履物 ひざを覆うもの くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。） スキー靴 その他のもの その他のもの その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。） スポーツ用の履物 スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ						
六四〇一・九一		六・七%	B	10			
六四〇一・九二		六・七%	B	10			
六四〇一・九九		六・七%	B	10	X		
六四・〇二		八%	B	10			
六四〇二・一二							

六四〇二・一九	スキー靴 スノーボードブーツ その他のもの	六・七%	B	10	X
六四〇二・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。）	六・七%	B	10	
六四〇二・三〇	その他の履物（保護用の金属製トキヤップを有するものに限る。） その他の履物	六・七%	B	10	
六四〇二・九一	くるぶしを覆うもの	八%	B	10	
六四〇二・九九	その他のもの 短靴	八%	B	10	
六四・〇三	その他のもの 履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザ製で、甲が革製のものに限る。） スポーツ用の履物		X		
六四〇三・一二	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ		X		
六四〇三・一九	その他のもの		X		
六四〇三・二〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。） 室内用履物	二・四%	B	10	
六四〇三・三〇	その他のもの 履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の	二・六%	B	10	

六四〇三・四〇	金属製トーキャップを有するものを除く。 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。） その他のもの スリッパ その他のもの	二二・六%	B	10
六四〇三・五一	その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。） 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの その他のもの その他の履物（本底が革製のものに限る。） くるぶしを覆うもの 室内用履物 その他のもの 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの	二二・六%	B	10
六四〇三・五九	スリッパその他の室内用履物 スリッパ その他のもの その他のもの	二二・六%	B	10
	その他のもの	二四%	B	10
		二四%	X	

六四〇三・九一	<p>体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの</p> <p>その他の履物 くるぶしを覆うもの</p> <p>本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。） 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの その他のもの 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの</p>	二・六%	B X	10
六四〇三・九九	<p>その他のもの</p> <p>本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。） 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの その他のもの スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物 その他のもの</p>	二・六%	B X	10
六四・〇四	<p>履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）</p>	二・四%	B X	10

六四〇四・一一	履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）	スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物	八%	B 10
六四〇四・一九	甲に毛皮を使用したもの	その他のもの	二四%	X B 10
甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）	その他のもの	その他のもの	六・七%	B B 10 10
地下たび及びキャンバスシューズ	履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）	甲に毛皮を使用したもの	八%	B 10
六四〇四・二〇	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	その他のもの	二四%	X B 10
本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）	キャンバスシューズ	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物を除く。）	一七・三%	X B 10

六四・〇五	その他の履物	その他のもの	六・七%	B	X	B
六四〇五・一〇	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの 本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二・四%	X	B	10
六四〇五・二〇	甲が紡織用繊維製のもの	本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）	三・四%	A	B	10
六四〇五・九〇	その他のもの	甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	二・四%	B	10	10

									革製のもの及び毛皮を使用したもの その他のもの	
第六五類	帽子及びその部分品									三・四 % B 7
第六六類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品									A
第六七類	調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品									A
第六八類	石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品									A
第六九類	陶磁製品									A
第七〇類	ガラス及びその製品									A
七〇〇一・〇〇	ガラスのくず及び塊									A
七〇・〇二	ガラスの球（第七〇・一八項のマイクロスフィアを除く。）、棒及び管（加工してないものに限る。）									A
七〇・〇三	鑄込み法又はロール法により製造した板ガラス及び溝型ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。）									A
七〇・〇四	引上げ法又は吹上げ法により製造した板ガラス（吸収層、反射層又は無反射層を有する									A

七〇・〇五	か有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。)	A
七〇〇六・〇〇	フロート板ガラス及び磨き板ガラス(吸収層、反射層又は無反射層を有するか有しないかを問わないものとし、その他の加工をしたものを除く。)	A
七〇・〇七	ガラス(第七〇・〇三項から第七〇・〇五項までのガラスを曲げ、縁加工し、彫り、穴をあけ、ほつろう引きをし又はその他の加工をしたものに限るものとし、枠付きのもの及び他の材料を取り付けたものを除く。)	A
七〇〇八・〇〇	安全ガラス(強化ガラス及び合わせガラスに限る。)	A
七〇・〇九	断熱用複層ガラス	A
七〇・一〇	ガラス鏡(枠付きであるかないかを問わないものとし、バックミラーを含む。)	A
七〇・一一	ガラス製の瓶、フラスコ、ジャー、つぼ、アンブルその他の容器(輸送又は包装に使用する種類のものに限る。)、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品	A
七〇二二・〇〇	ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品(電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具を有しないものに限る。)	A A
七〇・一三	魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶	A
七〇二四・〇〇	ガラス製品(食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。)	A
	ガラス製の信号用品及び光学用品(第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したものを除く。)	A

七〇・一五	時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント			
七〇・一六	ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキューブその他の細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形状の多泡ガラス			
七〇・一七	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）	A	A	
七〇・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造寶石、模造半寶石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）			
七〇一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造寶石、模造半寶石その他これらに類する細貨	A	A	
七〇一八・二〇	ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）	A	A	
七〇一八・九〇	その他のもの			
	貴金属又はこれをめっきした金属を使用したもの			
	その他のもの			
		六・六%		
A	B			
	10			

七〇・一九	ガラス繊維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス繊維の糸及び織物）		A A
七〇二〇・〇〇	その他のガラス製品		
第七一類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣		
七一・〇一	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		A A
七一・〇二	ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）		A
七一・〇三	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		A
七一・〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものを含む。）		A A
七一・〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉		A
七一・〇六	銀（金又は白金をめっきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）		A

七二〇七・〇〇	銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）		
七二〇八	金（白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）		A
七二〇九・〇〇	金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）		A
七二一〇	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）		A
七二一一・〇〇	白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものを除く。）		A
七二一二	金属のくず（貴金属又は貴金属を張ったものに限る。）及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。）		A
七二一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）		
七二一三・一九	貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）	二・〇八%	B 10
七二一三・二〇	銀製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）		
	その他の貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）		
	白金（イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含む。）製のもの（その他の貴金属をめつきしてあるかないか又は張ってあるかないかを問わない。）		
	その他のもの	二・〇八%	B 10
	貴金属を張った卑金属製のもの	二・一六%	B 10
		二・一六%	B 10

七二・二四	細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）				
七二・二五	その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）				
七二・二六	天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品				
七二・二七	身辺用模造細貨類				
七二・二八	貨幣				
第七二類	鉄鋼				
第七三類	鉄鋼製品				
第七四類	銅及びその製品				
七四・〇一	銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅）				
七四〇二・〇〇	粗銅及び電解精製用陽極銅				
七四・〇三	精製銅又は銅合金の塊				
	精製銅				
七四〇三・一一	陰極銅及びその切断片				
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの				
		一キログラム			
		につき課税価			
		格と五〇〇円			
		との差額に			
		B			
		5			
			A		
			A		
			A		
			A		
			A		

七四〇三・一二

課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの
ワイヤバー

課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの

〇・六を乗じて得た額（その率が一・八%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	A
一キログラムにつき課税価格と五〇〇円との差額に〇・六を乗じて得た額（その率が一・八%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	B 10

七四〇三・一三

ビレット

課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの
課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの

七四〇三・一九

その他のもの

課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの
課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの
精錬用のもの（銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る。）
その他のもの

一キログラムにつき課税価格と五〇〇円	A	一キログラムにつき課税価格と五〇〇円との差額に〇・六を乗じて得た額（その率が一・八%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	A
一キログラムにつき課税価格と五〇〇円	B 10	一キログラムにつき課税価格と五〇〇円との差額に〇・六を乗じて得た額（その率が一・八%の従価税率より高いときは、当該従価税率）	B 10

七四〇三・二一	銅合金 銅・亜鉛合金（黄銅）	課税価格が一千グラムにつき五〇〇円を超えるもの	との差額に 〇・六を乗じ て得た額（そ の率が一・八 %の従価税率 より高いとき は、当該従価 税率）
七四〇三・二二	銅・すず合金（青銅）		
七四〇三・二三	銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）		
七四〇三・二九	その他の銅合金（第七四・〇五項のマスターアロイを除く。）		
七四〇四・〇〇	銅のくず		
七四〇五・〇〇	銅のマスターアロイ		
七四・〇六	銅の粉及びフレーク		
七四・〇七	銅の棒及び型材		
七四・〇八	銅の線		
七四・〇九	銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）		
			A
			A
			A
			A
			A
			A
			A
			A

七四・一〇	銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）	A
七四・一一	銅製の管	A
七四・一二	銅製の管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	A
七四一三・〇〇	銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものを除く。）	A
七四・一四	ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）並びに銅製のエキスパンデッドメタル	A
七四・一五	銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コッター、コッターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品	A
七四一六・〇〇	銅製のばね	A
七四一七・〇〇	銅製の加熱器具（調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びその部分品（銅製のものに限る。）	A
七四・一八	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパット、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。）	A
七四・一九	その他の銅製品	A

第八五類	第八四類	第八三類	第八二類	第八一類	第八〇類	第七九類	第七八類	第七六類	第七五類
電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声	原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	各種の卑金属製品	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品	すず及びその製品	亜鉛及びその製品	鉛及びその製品	アルミニウム及びその製品	ニッケル及びその製品
	A	A	A	A	A	A	A	A	A

							の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第八六類							鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）
第八七類							鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
第八八類							航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品
第八九類							船舶及び浮き構造物
第九〇類							光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
第九一類							時計及びその部分品
九一・〇一							腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。）
九一・〇二							腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一のものを除く。）
九一・〇三							時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇一のものを除く。）
	A	A	A	A	A	A	A

九一〇四・〇〇	四項の時計を除く。） 計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）	A
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）	A
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）	A
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）	A
九一・〇八	ウォッチムーブメント（完成品に限る。）	A
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）	A
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント	A
九一・一一	携帯用時計のケース及びその部分品	A
九一・一二	時計（携帯用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品	A
九一・一三	携帯用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品	A
九一・一三・一〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの	A
九一・一三・二〇	卑金属製のもの（金又は銀をめっきしてあるかないかを問わない。）	A
九一・一三・九〇	その他のもの	A
	革製又はコンポジションレザ製のもの	A

九一・一四	<p>毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめっきした金属、寶石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべっこうを使用したもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しない。）から成るもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の時計の部分品</p>		<p>一六%</p> <p>一〇%</p>	<p>B 7</p> <p>B 7</p>
第九二類	楽器並びにその部分品及び附属品		A	A
第九三類	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品		A	A
第九四類	<p>家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物</p> <p>腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品</p> <p>九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品</p> <p>航空機に使用する種類の腰掛け</p>		A	A

九四〇一・二〇	自動車に使用する種類の腰掛け		
九四〇一・三〇	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）		A
九四〇一・四〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）		A
九四〇一・五〇	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け		A
九四〇一・六一	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）		A
九四〇一・六九	アップホルスターのもの		A
九四〇一・七一	その他のもの		A
九四〇一・七九	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）		A
九四〇一・八〇	アップホルスターのもの		A
九四〇一・九〇	その他の腰掛け		A
	部分品		
	革製のもの		
	その他のもの		
九四・〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するた		A
	めの機構を有するもの並びにこれらの部分品		
九四・〇三	その他の家具及びその部分品		A
九四・〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プ		A
		三・八%	
		B	10

<p>第九六類 九六・〇一 九六〇二・〇〇</p>	<p>雑品 アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。） 植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろうづ、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてない</p>	<p>A</p>
<p>第九五類</p>	<p>がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p>	<p>A</p>
<p>九四・〇五 九四〇六・〇〇</p>	<p>フ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。） プレハブ建築物</p>	<p>A A A</p>

第九七類	<p>九六・二二</p> <p>九六・二四</p> <p>九六・二五</p> <p>九六・一六</p> <p>九六一七・〇〇</p> <p>九六一八・〇〇</p>	<p>美術品、収集品及びごとう</p> <p>ジシヨンスティック及びこれを有する手動式印刷用セット</p> <p>タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）</p> <p>たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びびしんを除く。）</p> <p>喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品</p> <p>くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品</p> <p>香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド</p> <p>魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）</p> <p>マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウィンドー用の展示用品で作動するもの</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>
------	---	---	---

(略) 表の通信の表 (略)